

令和 6 年第 1 回

森 町 議 会 会 議 録

6 月 会 議

令和6年第1回森町議会6月会議会議録（第1日目）

令和6年6月4日（火）

開議 午前10時00分

休会 午後 6時03分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について
令和5年度森町一般会計補正予算（第12号）
- 7 報告第 2 号 専決処分した事件の報告について
令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
- 8 報告第 3 号 専決処分した事件の報告について
令和5年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）
- 9 報告第 4 号 専決処分した事件の報告について
令和5年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 10 報告第 5 号 専決処分した事件の報告について
令和5年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- 11 報告第 6 号 専決処分した事件の報告について
令和5年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 報告第 7 号 専決処分した事件の報告について
令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第3号）
- 13 報告第 8 号 専決処分した事件の報告について
令和5年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 14 報告第 9 号 令和5年度森町一般会計継続費精算報告について
- 15 報告第10号 令和5年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 16 報告第11号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 17 報告第12号 令和5年度森町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 18 議案第 1 号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例及び森町

国民健康保険病院事業設置条例の一部を改正する条例制定について

- 19 議案第 2 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
20 議案第 3 号 令和6年度森町一般会計補正予算（第2号）
21 議案第 4 号 令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
22 議案第 5 号 令和6年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
23 議案第 6 号 令和6年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
24 議案第 7 号 令和6年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
25 議案第 8 号 財産の取得について【破砕物運搬用4tダンプ 1台】
26 議案第 9 号 財産の取得について【車載式草刈機（ブームモア型） 1台】
27 議案第10号 工事請負契約の締結について【掛潤揚水機場設備整備工事】
28 同意第 1 号 監査委員の選任について【山下 英一】
29 意見書案第1号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
30 意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書
31 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
32 意見書案第4号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
33 意見書案第5号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書
34 意見書案第6号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
35 議員の派遣について
36 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（13名）

議長	14番	木村俊広君	副議長	1番	伊藤昇君
	2番	河野文彦君		3番	高橋邦雄君
	4番	河野淳君		5番	山田誠君
	6番	野口周治君		7番	斉藤優香君
	9番	佐々木修君		10番	加藤進君
	11番	山本裕子君		12番	東隆一君
	13番	松田兼宗君			

○欠席議員（1名）

8 番 千 葉 圭 一 君

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	釣 隆 吉 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
総 務 課 参 事 併 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	石 岡 丈 宜 君
監 査 事 務 局 書 記 長	小 田 桐 克 幸 君
防 災 交 通 課 長	柴 田 正 哲 君
契 約 管 理 課 長	山 田 真 人 君
企 画 振 興 課 長	川 村 勝 幸 君
企 画 振 興 課 参 事	池 田 恵 太 君
税 務 課 長	東 克 宏 君
保 健 福 祉 課 長 兼 保 健 セ ン タ ー 長	宮 崎 弘 光 君
保 健 福 祉 課 参 事	萩 野 友 章 君
住 民 生 活 課 長	阿 部 泰 之 君
子 育 て 支 援 課 長	野 崎 博 之 君
環 境 課 長	川 口 武 正 君
農 林 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	寺 澤 英 樹 君
農 林 課 技 術 長	濱 野 真 行 君
農 林 課 参 事	佐 藤 司 君
水 産 課 長	岩 井 一 桐 君
商 工 労 働 観 光 課 長	白 石 秀 之 君
建 設 課 長	富 原 尚 史 君
建 設 課 技 術 長	伊 藤 正 吾 君
砂 原 支 所 長 兼 地 域 振 興 課 長	落 合 浩 昭 君
町 民 福 祉 課 長	奥 山 太 崇 君
教 育 長	毛 利 繁 和 君
学 校 教 育 課 長	坂 田 明 仁 君
学 校 教 育 課 参 事	藤 嶋 希 君

学校教育課参事	名	生	達	也	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須	藤	智	裕	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木	村	忠	公	君
給食センター長	敦	賀	靖	之	君
国保病院 経営企画総括監兼 さくらの園・園長	柏	渕		茂	君
国保病院事務長	千	葉	正	一	君
上下水道課長	水	元	良	文	君
消 防 長	松	居	順	一	君
消 防 次 長	佐	山	寿	一	君
消 防 署 長	松	田	光	治	君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長	小	田	桐	克	幸	君
次 長 兼 議事係長兼 庶務係長	関			孝	憲	君
庶 務 係	木	村	友	理	香	君
総 務 係	水	嶋	篤		市	君
総 務 係	山	内	梨		沙	君
財 政 係	村	井			涉	君
行革DX推進係	水	口	祐	太		君
人 事 厚 生 係	山	崎	友	也		君
人 事 厚 生 係	満	間	笑	歩		君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 報告第 1 号 専決処分した事件の報告について
令和5年度森町一般会計補正予算（第12号）
- 3 報告第 2 号 専決処分した事件の報告について
令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第6号）
- 4 報告第 3 号 専決処分した事件の報告について
令和5年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）

- 5 報告第 4 号 専決処分した事件の報告について
令和5年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 6 報告第 5 号 専決処分した事件の報告について
令和5年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第5号）
- 7 報告第 6 号 専決処分した事件の報告について
令和5年度森町港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 報告第 7 号 専決処分した事件の報告について
令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第3号）
- 9 報告第 8 号 専決処分した事件の報告について
令和5年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 10 報告第 9 号 令和5年度森町一般会計継続費精算報告について
- 11 報告第10号 令和5年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 12 報告第11号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 13 報告第12号 令和5年度森町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 14 議案第 1 号 森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例及び森町国民健康保険病院事業設置条例の一部を改正する条例制定について
- 15 議案第 2 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 16 議案第 3 号 令和6年度森町一般会計補正予算（第2号）
- 17 議案第 4 号 令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 18 議案第 5 号 令和6年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 19 議案第 6 号 令和6年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 20 議案第 7 号 令和6年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 21 議案第 8 号 財産の取得について【破砕物運搬用4tダンプ 1台】
- 22 議案第 9 号 財産の取得について【車載式草刈機（ブームモア型） 1台】
- 23 議案第10号 工事請負契約の締結について【掛漕揚水機場設備整備工事】
- 24 同意第 1 号 監査委員の選任について【山下 英一】
- 25 意見書案第1号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 26 意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書
- 27 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
- 28 意見書案第4号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見

直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

29 意見書案第5号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

30 意見書案第6号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書

31 議員の派遣について

32 休会中の所管事務調査等の申し出

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

令和6年第1回森町議会6月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第1項第2号の規定により、6月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願ひがございます。議場における携帯電話の音は本会議の妨げとなります。マナーモードに設定するか電源を切っていただくようご協力お願ひします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、加藤進君、12番、東隆一君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（木村俊広君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日から6月5日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力お願ひします。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供してありますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（木村俊広君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

○町長（岡嶋康輔君） 行政報告を行います。

3月会議以降、今日に至るまでの主な活動についてご報告申し上げます。なお、参考資料をお配りしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

初めに、職員の災害派遣についてでございます。本年1月1日に発生した能登半島地震

で被災した石川県輪島市に職員1名を派遣しました。業務に従事した期間については、4月6日から13日までの8日間で、翌4月14日に帰町いたしました。派遣先では、輪島市内の専門学校の教室でテントを張って寝泊まりしながら、道職員及び中標津町職員3名と共に罹災証明の申請と交付の業務に当たっておりました。長く続いていた水道の断水も一部を除き解消され、応急仮設住宅の入居も始まるなど復興の兆しも見えておりますが、昨日輪島市や珠洲市で震度5強を観測する大きな地震が再び発生し、不安を感じている住民の方も多くいらっしゃると思います。今後も派遣要請があった際には町として積極的に協力をしてまいりたいと考えています。

さて、4月27日から5月12日までの16日間、もりまち桜まつりが開催されました。今年は昨年より6日遅い4月26日に標本木のソメイヨシノが開花し、その後の陽気により一気に満開となりました。12日の歌謡ショーではたくさんの方々にご来場いただき、ご満足いただけたものと思っています。桜まつりが成功裏に終えることができましたことに実行委員会をはじめ、関係各位に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

また、友好町の静岡県森町より太田町長をはじめ吉筋議長、産業課の職員一行が来町され、祭り会場において新茶の試飲と販売をしていただきました。その後職員の皆様にもご参加をいただきながら歓迎昼食会を盛大に開催できましたことは大変喜ばしく、昨年56周年を迎えた両町の絆がより一層強まったと考えているところであります。今後も観光や文化、教育など幅広い交流と連携を強化し、両町の発展に努めてまいります。

5月13日には森町産の超大粒枝豆たまふくらの研究成果が論文誌に掲載されたことを受けて、福島大学農学群食農学類の平教授とたまふくら生産者である黒沢氏と共に役場で共同記者会見を行いました。この取組はイメージング質量分析法を駆使して完熟前の枝豆の成分を比較、分析、栄養成分を見える化することでさらなる付加価値を探るものです。この研究でたまふくらは一般の枝豆より機能性、成分が多く含まれていることが分かり、たんぱく質も10%多く、ほぼ完全食と言えとの評価をいただきました。今後は他の農作物も栄養成分及び機能性成分を可視化して消費者に分かりやすく伝え、町産農産物の価値向上、差別化に向けて継続し取り組んでまいります。

最後となりますが、函館バス株式会社が運行する砂原線廃止の提案についてです。現在主に砂原東3丁目から森町市街地を結び運行している砂原線について、3月上旬に函館バス株式会社より当該路線は本年9月30日をもって廃止したい旨の提案がございました。町側としても突然の提案であることから、函館バス株式会社へ提案に対する詳細な説明を求めるとともに、5月14日には本社へ私と副町長、担当課にて路線存続を基本とした要望書を提出してまいりました。今後は、要望を基に存続に対しての協議を進めてまいります。

以上、行政報告といたします。

○議長（木村俊広君） これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（木村俊広君） 日程第5、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を遵守し、内容も要点を簡潔明瞭に行うとともに、答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いします。通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局も含め不適切な発言についても十分注意されるよう、併せてお願いいたします。なお、会議規則第56条第1項の規定により、質疑については3分以内、討論については5分以内としますので、ご協力願います。

初めに、再生可能エネルギー導入推進と地球温暖化対策について、議席4番、河野淳君の質問を行います。

○4番（河野 淳君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

タイトルは、再生可能エネルギーの導入推進と地球温暖化対策についてでございます。

森町では、令和5年3月に2050年まで二酸化炭素の実質排出量ゼロに取り組むことを表明するゼロカーボンシティ宣言を行いました。我が町の基幹産業である農林漁業が将来とも持続できるための大変貴重な施策であると認識していますが、現時点では再生可能エネルギーの普及啓発事業や一部の公共施設への太陽光パネル設置、家庭用太陽光発電システムへの助成などにとどまり、なかなか取組が進んでいないように見受けられます。

ゼロカーボンシティを推進するための重要な計画となる森町地球温暖化対策実行計画は、令和5年3月に事務事業編部分が改定されましたが、個別計画である区域施策編の策定がされていないため、具体的な二酸化炭素排出量削減の事業計画の工程が示されていないままとなっています。このままでは今後町で再生可能エネルギー導入や省エネルギーの事業を実施する場合に国の支援が受けられない可能性があると思うのですが、区域施策編の策定はいつ頃を予定しているのでしょうか。

また、現状では町のエネルギー担当課と環境担当課が分かれています。更新サイクルの早い国の環境施策に対応するためには一本化も必要ではないかと考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

令和5年3月におけるゼロカーボンシティの宣言につきましては、持続可能な森林経営、水産業における未利用バイオマスの新たな利活用並びに藻場の回復に向けたブルーカーボン生態系の保全と拡大、再生可能エネルギーの普及促進、ごみの減量化や再資源化の促進、地球温暖化実行計画の着実な遂行を施策に挙げ、表明したところであります。

現在国や北海道並びに関係機関からの脱炭素に関する情報につきましては、企画振興課が窓口となり各部署へ提供しているところであります。そして、目標とした2050年までの脱炭素社会の実現に向け、地球温暖化対策実行計画の策定は必要不可欠であると認識していることから、当町の自然、経済、社会状況等の条件を踏まえ、かつ地域性を生かし各部

署と連携を密に区域施策編の策定について来年度をめどに準備を進めてまいります。さらに、窓口部署のみならず関係する部署自ら更新サイクルの早い環境施策に関する情報を迅速かつ的確に取り入れるとともに、議員ご指摘の再生可能エネルギー導入推進につきましても今後予定されている公共施設の更新には積極的な導入に努めてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○４番（河野 淳君） それでは、再質問させていただきます。

地球温暖化対策実行計画の事務事業編のみ今回改定しているということで、森町は大分改定作業が遅かったイメージがありました。私が当時やっていたときでも、実は国のほうで過去にはエネルギーの計画というのが固定価格買取制度が始まった頃にはちゃんとした制度がなくて、各町がばらばらにいろんな計画をつくっていて、それに対して補助金が支援されるという部分があったのですけれども、数年前からは環境省が音頭を取って各省庁の脱炭素の計画を取りまとめているという流れに変わってきています。今年度も再生可能エネルギーの再エネ特措法がGXに今年度切り替わったと思うのですけれども、ますます今回環境省の取りまとめが一層体系化されていくのが見られている中で、過去に新エネルギービジョンということで森町もまだ黎明期の体系化されていないときに再生可能エネルギーを含めた新エネルギーの推進を図るために10年間の計画を策定したところですが、そろそろ終わりかな。今年度で事業の計画10年間終えて、計画の点検や見直しをかけることになると思います。

行政のいいところというか、悪いところというか、一度つくったものをずっと継続していくということも必要だとは思いますが、エネルギー関係については制度の進みがすごく早いということもあって、過去につくった計画をずっと継続していても、それに対して国の補助を受けられるということも現在ではなくなってきていて、必ず地球温暖化対策の実行計画の事業の中に登載されているということがいろいろな脱炭素の事業をやる上で求められているかと思います。ということで、エネルギーの部分と脱炭素の部分、以前はすごく離れていたのですけれども、現在は脱炭素の中の一つの取組として化石エネルギーからの脱却ということで再生可能エネルギーの普及が環境省のほうから提言されておりますので、町としてもその流れに沿った計画の策定をしていくことが今後必要ではないかと思います。

また、エネルギーの事業については非常に国の政策サイクルが早くて大体3年で事業サイクルが終わってしまっていて、ほかの町でいいなと思って手挙げしても既にもう募集が満杯で終わっているということが多々あり、森町でこのイニシアチブを取っていくためには事前の調査や情報収集などがすごく必要だと思われます。森町の場合は、過去に地熱発電の導入に関してエネルギー部局と環境部局併せて企画振興課のほうで全て取り仕切っていた経緯があったと思うのですけれども、途中から現在は運用して30年以上たっているということで、大分エネルギーと環境部分のウエートが小さくなったと思うのですけれども、そ

の辺今後進めていくに当たって組織としての考え方というか、見直しについてどう思われているのか、再度町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

河野議員ご指摘のとおり私が町長に就任してからゼロカーボンシティ宣言を発出というか、宣言してから本当に民間のお問合せというか、非常に肌を感じて多くなったというのが実感としてあります。本当に行政のそういった計画ですとか、北海道や国が出す指針を飛び越えて国内のみならず海外の投資の動きというのはもうすさまじい勢いで入ってきている状況です。実際森町だけではなくて、国のほうでも北海道日本海側のほうで洋上風力開発の動きがありますけれども、ある程度の法整備ですとか枠組も進めながらも、その隙間を狙った海外の大手の進出とかも非常に今日立ってきている状況です。

行政のいいところ、悪いところというご指摘もそのとおりなのかなって思います。スピード感を持って進めるということと、あとそういった後々結果として森町に住む方々にデメリットにならないような、イニシアチブという言葉も使われておりましたけれども、まさにそのとおりで、その辺はバランスよく進めていかなければならないな。なおかつこの投資のチャンス、投資をこの森町に呼び込むチャンスというものもしっかりつかまなければならないという認識でいるというところがまず1点でございます。

そして、担当部署というところで2質目のご質問の趣旨は集約されるのかなと思うのですが、すけれども、そちらもまさに今企画振興課で再生エネルギーに関する、脱炭素もそうですけれども、総枠の部分で様々な情報収集を行っております。水産課ですとか農林課で個別に各それぞれの持分の中でやられているこの事業もありますけれども、基本的には企画振興課が窓口になり束ねている状況でございます。正直人員も限られておまして、それと反比例するように膨大な事務の量というのも現実的に増えてきています。対外的な事業者との調整だけでももう1本、2本の世界、話ではなくて、本当にこのままですともう10本以上抱えるような感じになりそうな雰囲気もございます。

そんな中で組織の再編というところでありますけれども、やはり担当部署というか、ゼロカーボンシティ宣言を出している以上担当というか、それが課になるのか、室になるのかはちょっと置いておいて、専門的に取り組むそういった部署必要であると考えています。その辺は人事も絡むことではありますけれども、早急に組織の再編というところは念頭に入れて進めたいなと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再生可能エネルギー導入推進と地球温暖化対策についてを終わります。

以上で議席4番、河野淳君の質問は終わりました。

次に、複合施設整備構想の進め方について、パートナーシップ制度などの導入について、高齢者入浴料金助成金額の見直しについて。

議席6番、野口周治君の質問を行います。

最初に、複合施設整備構想の進め方についてを行います。

○6番（野口周治君） では、1問目お願いします。

町は複合施設の整備について4月に公表した基本構想で、1つは図書館や遺跡発掘調査事務所を含む5つの機能。

2つ目、さくらの園から保健センターの南側の民有地、畑ですが、これを第一の候補地とする。

3つ目、今年度から1年度ごとに基本計画、基本設計、実施設計と詰めていって3年後から二、三年で建設をする。

4点目、発注方式については一般的な手法を併記して基本計画の中で再度検討すると想定しています。

ほかのこともあります。私なりに4つにまとめました。この案件は、今後何十年間も使う施設を造る、巨大な資金が必要な案件です。そこで、今後行われるであろう各論それぞれの議論の前提として2つお尋ねします。各論そのものをお尋ねしようということではありません。外枠です。

1つ目、今後の町民との意見交換の考え方を特に基本計画をつくろうとしている今年度について具体的に、できれば時系列で説明してください。

2つ目、ほかの公共施設の更新案件を含む将来の財政への影響予測です。案件や時期としても物価、金利動向など社会条件としても分かっていない事柄が多いですから、大胆な仮定という前提つきでよいので、当森町への財政への影響を示してください。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1点目ですが、町では令和5年度に森町公民館と森町役場庁舎の更新を軸とした森町複合施設整備基本構想を策定し、本年4月に公表を行いました。基本構想を策定するに当たっては、町民の皆様の意向を把握するため、町民アンケートの実施及び町民アンケートの結果を活用しての町民ワークショップを2回開催したところであります。本年度策定予定となっている森町複合施設整備基本計画を策定するに当たっても町民の皆様の要望や意見を把握することは重要であると考えております。複合施設の規模や機能等が一定程度まとまりましたら町民ワークショップを実施し、いただいたご意見等を参考としながら基本計画の素案の作成を進め、その後町民の皆様からの意見公募を行う予定としております。

2点目の財政への影響についてですが、近年整備された庁舎等の事業費を参考に複合施設の事業費を約60億円から120億円と大胆に仮定しますと、地方債償還のピーク時で交付税措置等を除いた純粋な単年度の町の負担は約2億2,000万円から4億5,000万円増加することが見込まれ、町財政への影響は大変大きなものと認識しております。

また、今後既存施設の老朽化に伴う事業も見込まれることから、各種財政指標のバランスも考慮しながら公共施設等の更新、統廃合、長寿命化を計画的に行い将来負担の軽減と平準化に努めてまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○6番（野口周治君） 今の回答の中でこれから町民の意向を聞いていくということでワークショップ、それから意見の公募を行うということですが、具体的な議論の場という考え方、あるいはそれに先立って、まず今の基本構想で考えていることを説明する場というのがなかったと思います。

実は、今回発表された基本構想を見ようとしたらインターネットの上にあります。ホームページから取り出すことはできます。しかし、そのパンフレット、刷り物にして1センチないぐらいの厚さですが、これを配るようなことはされていない。見たければ自分で取りなさいという構え。コミュニケーションの入り口としてこれではいけないのではないかなと思ったわけですが、まずは今考えていることをちゃんと来た人誰にでも説明する場が必要ですし、それから意見を出してください、私たちはそれを聞いて考えますではなくて、一緒に考えましょうという姿勢が大事なのではないかと思います。

実は、先日議会で道東の自治体3か所の議会を訪問して勉強をしてきました。4日間旅をして、話を聞きながら意見交換をしてきたのですが、その中に十勝の芽室町がありました。ここは、3年前に新しい庁舎を造りました。その庁舎は3階建ての、非常に簡素だけれども、機能性が高いと私は感じましたが、その中に議会も入っている。議会の建物も大変よく考えられていました。この建物を造るために彼らは何をしたかというところに私は大変引かれました。基本構想を示したのが2012年、それから建設に取りかかるのが19年、7年間をかけて基本構想から具体的な設計までを進めていった。その間に議会も特別な調査委員会をつくって先進地と言われる箇所を何か所も町の職員と一緒に訪ねて、その結果を持ち帰って、当然住民との交流を議会もやりながら町民の意見をつくり上げていくという作業をやっております。これは議会自体の課題でもあるのですが、町の仕事の仕方という意味で考えますと一緒に考えてつくっていく。担当課が、あるいは町長部局が、町が提案してこれでどうですか。提案まではいいのですが、その後本当にいいものにしようと思ったらいろんな立場のいろんな考え方、いろんな世代の人と話をしながら、ワークショップで聞きましたではなくて一緒に考えるやり方が必要ではないかと考えるものです。その入り口として、まず考えていることをきちんと説明をしてください。その上で、そういったきちんと時間を取って進めてくださいということを期待していたのですが、少し違う返事だと思いました。これまで例えば砂原に新しい幼稚園を造ります。それから、教育行政の側ですけれども、2つの小学校を順次閉校します。今度は森の幼稚園を移設します。今度は保健所の隣に保育所を造ります。単品でこうやります、いかがですか、ではそれで進みますというふうに私の目には動いてきているように見えるのです。この延長上で1つずつこれはこうやります、どうですか、ではやらせてくださいというふうにやっていると、町民が町がこれからどうなるのか、どうしたいのかを一緒に考える場を持てなくなるのではないかという心配があります。ぜひそういう積極的なコミュニケーションを考えていた

だきたいと思うが、どうでしょうか。それが一つです。

それから、財政の影響規模は今示していただいて、なるほど、私も100億ぐらいの話なのかなと想像していました。それに対して措置外で平均値でいうと3億ちょっとぐらいのピーク時には負担になるかなということです。この今出ている案件以外にも例えば各地域の会館をどうするのですか、それから体育館やサンビもかなり傷んでいますよね。もっと言えば、学校も、小学校、中学校も随分傷んできていると思います。こういったところにこれからどんどんお金がかかるということは、今の例えば3億だとするとその3倍、10億円ぐらいの負担になる可能性だってあるのではないかな。ちょっと大き過ぎるかもしれませんが、そういうものを財政の中にのみ込もうとすると、これは大変な重さです。今現在森町は幸せなことにふるさと納税で大きなお金が入ってきています。本年度予算でも10億円、もしかすると倍になるかもしれません。そうすると、真水で10億ぐらいが手に入るかもしれないけれども、この制度が向こう何十年にわたってこのままあるのだろうか。それから、足元、水産業が大変な苦境にあります。もちろん海の状況もありますが、今東京電力が補償するという形でお金が入ってきていますが、これがどんな形でこれから推移するのか。今の輸出対応との関係で水産業はこの後どうなっていくのだろうか、何をしていたらもっと強い水産業にできるのだろうか。こういった課題もあります。農業についても同じような問題があります。こういうお金の動き、町の産業の動き、これからの町のことを考えたときにその中で安定的にやるにはどうしたらいいか。私は、ある意味では絞り込みをやりながら取り組まないといけないのではないかと想像していたのですが、そういう意味で財政の影響をもう少し広く捉えたところでどうなのかという視点での答弁をお願いしたいと思います。

以上2点です。よろしくお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先日基本構想公表させていただきました。インターネット上での公表と議員ご指摘の幅広く手に取りやすいような、そういった工夫はできなかったのかということも今後公開する基本計画、様々なセクションでいろんなものを提示していく際にはもう少し考慮して行っていきたいと思っています。

そして、一番のご指摘の部分、基本構想の中でお示しした大体のこの計画の進捗のアウトラインといいますか、その辺につきましてはやはりあくまでもアウトラインというところでお示しさせていただいたというところで認識していただければなと思います。しかしながら、行政から事業として発注するその年度の区切りというものがある中で1年、2年という区切りがあって、その予算を使いながら、成果物を取得しながら行っていくという部分と、議員ご指摘の広く時間をかけて町民皆さん全体で、議員さんも含む、我々も含む、みんなで考えてつくり上げるという、そういった要素、そこもしっかりとやらなければならないなと思っております。

その中で基本計画をどのくらい時間をかければ適するのかというのは、何とも今の時点

ではお答えしようのない難しい問題ではあるのですけれども、確かにご指摘のとおり1年間事業年度だけで完結してしまうというのは非常に早過ぎるというか、もっともっと後からこういう部分をもんでおけばよかったですとか、この辺を議論しておけばよかったという話には当然私もしたくないと思っております。その辺は議会と我々と、そして町民も含めたみんなでやっぱり話し合ってつくり上げていくという要素、それを今具体的にお示しするのはなかなか難しいのですけれども、今後基本計画をどのように進めるかというところでは大切な要素として検討してまいりたいと思います。

積極的なコミュニケーションを取ったほうがよいと。行政主導で小出しにして既定路線で進めていこうというところでは決してこれはございませんので、その辺はご理解いただければと思います。何せ本当にいまだかつてかけたことのないような規模の事業規模ですし、議員ご指摘のとおり今後何十年使う施設でございますし、町の町民が使うという意味でも、行政サービスを受けるという意味でも非常に大切な施設になりますので、そこは心して、そして後々こうやっておけばよかったなということがないようにしっかりと進めさせていただきます。その辺は、現時点でその辺に関しては私のほうから明言させていただきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

もう一点、財政の話でございます。この辺はこの複合庁舎だけではなく、こちら議員ご指摘のとおり学校施設ですとか、それに付随する施設、各産業における様々な改良事業、本当に多岐にわたる事業がこれから控えております。その中で、これもやはり私どもと議員と議会と町民と本当に議論して、そしてご意見をいただきながら進めなければならぬところにあるのかなと思います。ここでどういうやり方をお示しできるか、そして議員の皆様もはじめ町民みんなで合意形成を得て、どうやって進めれたかというのは非常に大きな、今後森町のまちづくりの中でもターニングポイントになると私は思っています。正直申し上げまして財政額は、財政上の負担というか、起債額はどうしても増えていくのが現状です。現時点で具体的な数字を出すのは差し控えさせていただきますけれども、現時点で直近で100億をちょっと切りつつあるような起債の状況ではございますけれども、これからどうしてもそこは必ず上昇に転じていくというところは、これはやはり町民の皆様にもお示ししていきながら事業計画を議会のほうに図っていかねばならない、そのようなスタンスでおります。その辺はしっかりとお示ししながら議員の皆様にもご説明はさせていただきたいと思いますので、現時点ではそのようにまずはご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） 答弁ありがとうございます。

非常に大きい、難しい話ですが、かみ合って議論しようとなさっているということを感じました。ありがとうございます。それで、今のお話の中で2つです。例えば今町内で新しい立地を国道近くの畑に持っていくという話が伝わった瞬間に町の人口重心、あるいはにぎわ

いから離れることがマイナスになるのではないのかという具体的な声はあります。当然もうお聞きになっていると思いますけれども。それから、お金がないのにわざわざ土地を買ってやるのかいという声もあります。同じように、車がないと行けないよねという声もあります。たまたま今日砂原線廃止の話があるということも出ましたが、これから車を使えない人がだんだんに増える可能性だってある中で、そんなことをしてくれてどうするのという声もあります。一つ一つに対応する答えはあり得ると思うのですが、こういった難しい声にもきちんと向き合って一緒に考えることがなければ納得は得られない。納得のないところに満足はないと私は思います。

ぜひ声を大事に一緒に話をするということを努めていただきたいというのともう一つ、先ほど議会で十勝に行って大変勉強になりましたと。資料と報告書で、こんな資料なのです。これ3つのまちの分が全部入っているのですけれども、やはり私会社で仕事をしていて、自分たちと同じような仕事をしていて優れた会社と仲よく付き合う。そうすると、いろんなこと、ヒントをもらえる。お互いさまなのですけれども、そういうのをやったり、取ったりしながら自分たちの力を高めるということを一生懸命やってきました。若い頃は欧米のほうが進んでいますから、海外に行って、見て、持ってくるということでしたが、最近では双方向になったと思います。ぜひ今回も、アドバイザーもいいのですが、議会も町も町民も一緒に、では優れたところを一度見に行こうだとか、そういう見て、勉強して、また考える、そういうプロセスも考えてもらったらいいのではないかと思います。いかがでしょうか。お願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほどのご質問、そしてその答弁の中でも少しあったのですけれども、まさに様々な声を反映するというか、こんなふうになってしまうのではないの、そうするとこういうところ不便になるのではないかい、ではそういう点に関してはどういうふうに思っているのというそのやり取りです。ご要望を何もかも実現するというの、これは到底無理な話でございまして、そこはある一定のご理解をいただきながら双方向のやり取りというか、町側と町民側、当然町と議会と町民側とのコミュニケーション、やり取り、それが非常に大切だなとやっぱり改めて今お話の中で感じさせていただきました。やはりやり取り、そのプロセス自体がまさにまちづくりなのになって、そう思います。そこで白熱して違うのではないかみたいな、そういったやり取りも中にはある可能性もあるのですけれども、やはり我々も事業をご提案、ご説明する中ではしっかりと表明しなければならない、ご説明しなければならない、そしてお伝えしなければならないことはしっかりとお伝えしていただいて、そして進めるというところ、その姿勢は非常に大切なのかな。であるからこそ、やはりある一定程度の理解をいただけるのかなというふうにも思いますので、その辺は今後の進め方の中ではしっかりと組み入れて取り組んでいかせていただきます。

そして、2つ目に対外的な視察という話もございました。具体的にこういった形でというところはちょっと検討しなければならないとは思っているのですけれども、確かに百聞は一見

に何がしという言葉もございますし、文字で見たり、写真で見たりするよりかは直接それに携わった方々の話を聞いたり、実物を目で見たり、肌で感じたり、視覚以外にいろんなものがやっぱり五感として感じる中でいろいろな発見もあるのかなと思いますので、具体的に何をどうというところはなかなか今のこの時点では申し上げられないのですけれども、一つの要素としては検討に値するのかなと思いますので、その辺も一つ検討のほうはさせていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 複合施設整備構想の進め方についてを終わります。

次に、パートナーシップ制度などの導入についてを行います。

○6番（野口周治君） では、2問目お願いします。

パートナーシップ制度などの導入について。パートナーシップ制度は、法律でも定める結婚とは別のものですが、性的少数者のパートナー関係を自治体が認証し、医療や住宅などの困り事を減らすなど様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。全国では460に近い自治体が導入しています。札幌市は7年前、函館市はおとしです。北斗市は去年導入して、江差町も導入を決めたそうです。道内では今年だけで19の自治体が導入しました。そのうち12が町です。市ではありません。町です。

さらに、そのカップルと生活を共にする未成年の子供との関係を証明できるファミリーシップ制度やサービス、希望すれば子供の名前をパートナーシップ制度関係の書類に記載できるようにしている自治体も全国で220自治体近く、つまりパートナーシップ制度を導入している自治体の半分近くがそこまできています。導入すれば医療機関、保育所など様々な場でパートナー関係にある2人が保護者として認められることになります。これらの制度を導入すれば、あらゆる人の人権を大切にしている町であるとアピールすることになります。森町でも導入してはいかがでしょうか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

パートナーシップ制度とは、双方またはいずれか一方が性的マイノリティーである方々がお互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合い、人生を共にすることなどを宣言し、その宣言した2人に対し自治体が宣誓書受領証等を交付する制度であると認識しております。パートナーシップ制度の導入については、平成27年に東京都渋谷区と世田谷区がそれぞれ、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例、世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を制定したのを皮切りに徐々に全国の自治体に広がってきております。パートナーシップ制度には法的拘束力はありませんが、自治体が同姓パートナーを異性パートナーと同様であることを公的に認め、LGBTQ当事者の生活利便性を向上させ、生活上の困り事を軽減するなど誰もが自分らしく生き生きと活躍できる社会となるための一つのきっかけとなる制度であると考えております。しかしながら、パートナーシップ制度には法令による根拠がないことから、導入自治体により制度が異なることや、効力が自治体内に制限されるなど、制度導入に当たっては様々な課

題が想定されるため、国の今後の取組や先進的に取り組んでいる自治体を参考としながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6番（野口周治君） 答弁の中で進んでいるところはどうだろうか、慎重に検討したいというお話でしたが、今冒頭で私質問の中で申し述べた北海道でもこれだけの町が、そこに町のレベルでもこんなに進んでいますよということを申し上げたのは、そのスピード感なのです。今このタイミングで、これからよく調べますと言っている段階ではないはずです。全国的な世論調査をしても同性婚に賛成という声、これは今町長がおっしゃった法律的な立てつけの話です。ここについても国民の7割が既に同性婚を認めるべきだ、つまり法改正が必要だし、社会制度をそれに沿って変えるべきだと言っている。これは、全ての政党支持者について同じ傾向です。はっきり言えば、自民党の支持層であっても過半数の人たちが既にそう言っている。1人特定の政党が慎重に考えると言っているだけなのです。世界の流れからこれだけ遅れている中で、さらに足踏みをしようと1人言っている。ほかには国民もみんながもう認めるべきだよと、個人の幸せを邪魔するのはおかしいよと言っている、そういう時代であるという認識を持っていただきたいと思います。

さらに事態は進んでいます。パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度に加えて、先日北海道新聞に載りましたけれども、長崎県大村市では住民票に同性婚の、今のパートナーシップの方であっても事実婚の方と同じように配偶者として夫（見届け）と書くという形でさらに補償しようという動きが生まれている。これをやっている町は大村市だけではありません。栃木県にも島根県にも同じようなことをやっている自治体が既にありますし、恐らく広がっていくでしょう。

司法の場でも同じです。同性婚のパートナーが犯罪被害に遭いました、その補償をしてくれと言ったら、公安委員会がこれは結婚しているのではないから認めないと言った。最高裁まで行ったら、最高裁がこれを認めないのはおかしいと言って高裁に差戻しの判決をしたと。これ今年の話です。こういったことが次々と起きていて世の中が動いている。たくさん事例も生まれている。これをこれから慎重に検討しますというようなことを言っているのは、1人反対している人たちと同じです。こういう姿勢で本当にみんなに来てほしい、みんなでここに生き生きとして暮らしてほしいと思っているのか、そういう疑問を感じざるを得ません。ぜひこの町でみんなに活躍してほしいと思うのであれば、すぐに頑張てやろうという態度を示してほしいと思います。

ちなみに、大村市で記事になった方は、ほかの町から大村市に協力隊で行った人、それから移住してきた人だそうです。そういった元気のある人たちがやってきて町の人たちと一緒に仕事をしてくれる。さらに、自分たちの子供ではないかもしれない、あるかもしれないけれども、子供を育ててその人、子供を慈しんで次の世代を育ててくれる、そういう町にするべきではないでしょうか。答弁をお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

前回トイレの関係のご質問の際に何度かお話というか、この答弁の中でやり取りもさせていただいた記憶もございます。慎重にというところ、今議員おっしゃる個人の幸せを邪魔という表現をされましたけれども、決してそのようなことを、前回のその答弁の中でもお話しさせていただいたのですけれども、お住まいの方々が実際のお困り事があるのであれば、それは十分に配慮して解決はしていきたいと思っております。その中で課題となるのは、どういった方々がどの立場で、どの窓口にご相談に行けばいいのか、そういったことは非常に分かりづらくなっているのが課題ではあるのかなと思います。そういったことをまずはっきりさせていただきまして、何を課題としているのか、どういったことでお困りなのかをご相談いただいて、それを一つ一つ解決していく。そのスタンスがまず行政としては大事なのかなというふうに思っています。それを飛び越えてLGBTQという話が、それこそスピード感と言ってしまうと非常に聞こえがよくなるのですけれども、私はそこはそういう言葉とはまた一線をちょっと引きたいなと思っております。特定のお困り事をお持ちの方々を突き放すようなことは決してすべきではないと思いますし、そこは行政のできることで柔軟に私は判断して対処していければなと思います。そして、政治的な反対スタンス等々も当然私はこの行政の仕事の中では示しているつもりはございませんので、その辺は前回、とはいいいながらも政治活動の中でまずはお困り事のある方のお話を直接聞きたいというような答弁もした記憶があります。そういったプロセスは、非常にまずは大事なのかなと思います。決して議員のおっしゃっていることを真っ向から否定しているわけではございません。慎重にいきたいというところは、やはりこの行政の手続の中で何ができるのかなというところをしっかりと精査しながら事業は進めていきたい。法的根拠がない中でできることは限られるというところもございますし、その辺はご理解いただきたいなと思いますので、引き続き議論が必要なことなのかなと思うところはスタンスとして持っているというところをご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○6番（野口周治君） 基本的な人の幸せを敵視するものでも、無視するものではない。個人の心情とは別に、それはそれとして自治体の首長として誠実に問題には向かい合いたいという答弁だったと思います。そこを疑っているわけではありませんが、今おっしゃったことそのものが世の中の遅れ、私が最初から繰り返している点にかみ合っていないと考えます。

今おっしゃったので、どうしようかと思ったのですが、触れますが、去年、では直接話も聞いてみたい、対応できるものはしたいという答弁だったと思います。私は不満、足りないなと思ったのですが、ではどうなるか。それは、そこまでおっしゃったのだから、結果を見てみようと思ってきました。では、どのくらいの人が本当に話しに来てくれたか、あるいはどのくらい働きかけをして実態を聞こうとされたのか、聞けたのか、それに対し

て何ができたのかということ整理して今ここで具体的に言ってくださいとは申しません。私は、国民の中に日本だと3%ないし10%の人たちがLGBTQである、この人たちの多くはこれまで大変虐げられてきた。いろいろ不都合があるだけではない。虐げられてきた。アウティングと言って、こいつはこういうやつだよということをばらされがために自殺に追い込まれる人だって出てくる。そういう世の中です。その中であるのだって言ってこい、ここは傲慢だと思います。現にこれだけの人がいると言われているし、困っているから制度を導入したら大変喜んでいいる。自分が直接触れ合わなくても、そういう世の中なのだということを認めなければ物事は進められないと思います。自分が知らないことはできないということかもしれませんが、もうそういうふうになっているのだよということとは明らかなのではないのでしょうか。認識が少し自分の物差しに寄り過ぎているのではないかと感じます。もう一度ここについては考えていただきたい。自分でされなくても、もうこれだけ世の中で訴訟もあり、それに対応した自治体があり、進んでいる中で問題はどこにあるのか、何をどうしたらいいのかということは踏み込むべき時期にあるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり具体的に大きくご意見を募集したりというところまではしてありませんが、一つ具体例を申し上げさせていただきますと、この話が出る前ではございますけれども、その方は町外の方でした。町外の方なのですけれども、私がその方と話したときは、当然悩まれている方もいらっしゃると思います。でも、その方は非常にオープンな方でもございましたし、特に自分自身のそういった内面的なものと社会との隔たりを感じていない、そういった方でした。

もう一方の方は、今議員の話の中でばらされて自死を選んだ、そういった方も世の中には当然いらっしゃると思います。今このLGBTQという話が先に出て、すぐくマスメディアの中でもセンセーショナルに、何というかよく言うと分かりやすく、悪く言うという言い方が正しいのかどうかは分かりませんが、何かムーブメントのような形で流れている、そういった印象も私は受けているところでございます。国民一人一人もそうですし、地域住民一人一人もそうですけれども、やはり皆さんそれぞれの内側に抱えた悩み、生きづらさ、社会との壁、ギャップ、いろんなものを各それぞれの方々が感じて、考えていらっしゃる。そういった中でなかなかそれを実現、その悩みですとか、行政の制度的にそれを解消してあげれるものというのがまだまだ足りていないって思います。その中で確かに議員のお話のとおりこれだけ世の中がそっちのほうに、認めよう、法改正も進むのではないかと、そういう話の中でLGBTQ、性的マイノリティーの方々のそういった生きづらさを解消しようという流れがあるのであれば、それに乗るべきだとか、そういう方向性に検討すべきではないのかなという話いただきました。それはそれで当然ご指摘いただきましたので、そこは検討させていただきますけれども、だからといって、ではほかの方々はどうか。もっともっと多分あると思うのです。そういった中に生きづらさを感じ

じているところ。LGBTQの方々以外にもです。そこは量的な話、こっちが駄目だから、こっちがいいという話ではなくて、行政の仕組みとして行政が仕事をする中でやっぱり行政のできることというところをしっかりとつくっていかなければならない中では、大きな法律の改正の流れというものをしっかり見定めて行うというプロセスは決して遅い、早い問題だけではなくて、私は逆に必要なことなのかなと思っています。

はっきり申し上げさせていただきますと、検討はさせていただきます。しかしながら、慎重にならなければならない部分というのは、行政の行政サービスの仕組みとして構築する上でのそのプロセスの中で非常に課題はあると、一番最初の答弁の中でも申し上げさせていただきましたので、その辺もご理解していただきつつ前向きに検討させていただくというところも一つ申しつけさせて、最後の答弁とさせていただきます。ぜひご理解いただければと思います。

以上です。

(何事か言う者あり)

○議長（木村俊広君） パートナーシップ制度などの導入についてを終わります。

11時20分まで暫時休憩します。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

次に、高齢者入浴料金助成金額の見直しについてを行います。

○6番（野口周治君） では、3問目お願いします。

高齢者入浴料金助成金額の見直しについて。高齢者入浴料金助成券を使える施設の入浴料が値上がりしています。しかし、助成券1枚につき350円の助成金額は据え置かれたままです。生活がどんどん苦しくなる中で100円、200円は大きなお金です。生活が苦しいのは高齢者だけではありませんが、助成金額の増額を考える必要があるのではないのでしょうか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

町内の入浴施設の料金は、物価高騰などの理由により令和3年頃から値上げする施設が増加しております。町では入浴料金の助成に限らず、高齢者地域温もり事業や外出支援サービス事業など様々な福祉サービスを提供しており、限りある予算の中で高齢者福祉施策全体を通じてサービス向上につながるよう助成内容の見直しを行ってまいりました。高齢者入浴料金助成事業につきましては、入浴料金と町の助成額との差が最大で200円の開きが出ており、助成額も長年据え置いていることから、料金設定について検討してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○6 番（野口周治君） 大変前向きの答弁をいただいて、ありがたいです。

今おっしゃった温もり事業などでどれをやるのかなというふうに工夫をされたと私も感じていましたし、そういう中で順番にやっていかれているのだろうなどは考えております。ただ、片方でこの件についてもう少し補足しますと、今100円から200円、実際にその方は100円プラスの方なのですけれども、差額が。今まで行っていたところには行きにくい、100円がやっぱり痛い。それで、この助成券で入れるところに行く人を探して、しかもその人車持っている人なので、乗せてもらっていくようにしているのだというお話がありました。つましいといえつましいですけれども、この100円を大事に、月に1回の楽しみを何とかしたい。同じ施設に行かれる方をお願いをしなければいけないし、その人のスケジュールに合わせてやらなければいけないしという話を聞いて、やっぱりこれは考えてあげるのがいいなと感じたところです。もちろん今困っているのは高齢者だけではない。若い人もいろんな意味で大変ですけれども、年間12枚ですから、一月に1回ぐらいうれしいなという日があってもよいと思うので、ぜひ前向きに検討してください。よろしくお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

繰り返しの答弁にはなってしまうのですが、その差額を埋めるように前向きにどうか、どれほどやるかというのは検討しなければならないというところで検討させていただきたいと思いますが、実施に向けて担当課のほうには指示を出したいと思えます。時期についてはこれも検討させていただきますけれども、方向性としてはそのように捉えておりますので、ご理解ください。

以上です。

○議長（木村俊広君） 高齢者入浴料金助成金額の見直しについてを終わります。

以上で議席6番、野口周治君の質問は終わりました。

次に、地球温暖化防止への取組について、鳥崎八景の魅力増大について、議席2番、河野文彦君の質問を行います。

次に、地球温暖化防止への取組についてを行います。

○2 番（河野文彦君） 通告に従いまして質問させていただきます。

地球温暖化防止への取組についてです。地球温暖化の影響は日本だけではなく世界規模で問題視されており、長い年月で蓄積された要因により異常気象が多発し、人類へ襲いかかっています。地球という時間軸では寒冷時と温暖時を繰り返しており、温暖化の要因も諸説ありますが、I P C C 報告では人類が地球の気候を温暖化させていることに疑いの余地はなく、広範囲かつ急速な変化が表れていると断定しています。今後もあらゆる地域で影響が懸念され、温室効果ガス排出を大幅に減少させなければ悪影響はより顕著になると指摘していますが、私たちが今力を終結すれば気候変動による破局を回避することが可能であると国連事務総長が発言しております。

地球規模の温暖化対策といえば、各国政府が取り組むべきことであるとの声も聞かれますが、私たち個人ができる行動から地方自治体単位で取り組める行動も数多く存在します。

森町では平成27年1月に森町地域新エネルギービジョンを策定し、地球温暖化という問題点から再生可能エネルギーの重要性と町内の賦存量などの分析を行っております。また、令和2年6月には北海道内自治体で初となる気候非常事態宣言を決議し、町民一体となって温室効果ガスの削減に関わる取組を定めております。また、令和5年3月には二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を行い、森町地球温暖化対策実行計画の策定も行っております。森町は北海道内で初となる地熱発電所が設置され、水力発電で利用される町内河川の水利利用、メガソーラー発電所の設置など再生可能エネルギーの豊富な地域と言っても過言ではなく、町民の意識も高いと考えられ、より一層の再生可能エネルギー活用、ゼロカーボンを目指す行動など様々な計画や宣言に基づいて今まで以上に地球温暖化防止へとつながる行動が必要ですので、質問いたします。

1つ目、新エネルギー推進期間の終わりを迎えるに当たり、新たなエネルギービジョンの策定状況は。

2つ目、森町気候非常事態宣言による様々な取組の状況は。

3つ目、ゼロカーボンシティ実現のための取組と町民への行動指針は。

4つ目、温暖化と化石燃料の使用が密接である中、再生可能エネルギー生産拡大が重要と考えるが、いかがか。よろしくお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

近年気候変動を背景とする異常気象が世界各地で発生し、全国においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されており、今後豪雨や猛暑のリスクがさらに高まることが予測されております。そして、地球温暖化に起因する気候変動は当町においても極めて深刻な脅威であるとの認識の下、今後も温室効果ガスの削減に尽力し、カーボンニュートラルの実現に向け進めてまいります。

さて、議員ご質問の1点目である森町地域新エネルギービジョンですが、令和6年度にて終期を迎えることから、今年度をめどにビジョンの検証を進めつつ、再生可能エネルギー推進方針を定め、来年度をめどに策定準備を進め、森町全体の温暖化対策を推進する森町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）へ盛り込み取り進めていく考えであります。

2点目である森町気候非常事態宣言での取組では、温室効果ガスの排出抑制のため森町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の着実な遂行、ごみの減量化、ごみの適正な処理、3R運動、再生可能エネルギーの促進に取り組んでおり、さらに森林の適正な管理による循環型森林経営によって二酸化炭素の吸収効果が期待され、現在も継続して取り組んでおります。

3点目であるゼロカーボンシティ実現のための取組につきましては、2点目でご回答した施策に水産業における未利用バイオマスの新たな利活用並びに藻場の回復に向けたブルーカーボン生態系の保全と拡大を加え、二酸化炭素の人為的排出と吸収の均衡を目指し、取り進めているところであります。また、町民への行動指針としては現在示すことができていない状況ですが、今後必要性を確認しつつ他の事例等の情報を収集し、検討してまい

りたいと考えております。

4点目であります、議員のご質問にありますよう再生可能エネルギーの生産拡大が今後も重要と認識しております。その中で町内事業者等による再生可能エネルギーの生産が推進されており、通告書にございました濁川地区における地熱発電はバイナリー発電も昨年設置され、営業運転が始まっております。また、町外事業者等においても当町にて再生可能エネルギーの施設の計画やお問合せがあることから、今後さらなる生産拡大の見込みが期待できると考えているところであります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○2番（河野文彦君） それでは、まず本日同僚議員からもエネルギーに関する問題が偶然といいますか、出されまして、それだけやっぱり関心の高い、なおかつ重要な事案であるのかなというふうに私も改めて認識させていただきました。そんな中で森町は各宣言だったり、ビジョンだったりというようなところで大変進んでいる町なのかなと。宣言だとか計画を見ている限りですと、大変進んでいる町かなというふうに見えるのです。

ただ、それで今町長からいろいろご説明もいただきましたけれども、実態としてはどうもまだまだ取組が浅いのかなと、足りないのかなというふうに思っています。例えば新エネルギービジョンなんか、今背景と目的というところを見ているのですけれども、第1次森町総合開発振興計画、これ平成20年です。もう大分以前から、平成20年といいますと多分福島原発の事故の前になると思います。それほど例えば電力に関してはまだまだ関心が低かった時代であったのかなと思う中でも既にやはり地球温暖化という部分に対して着目して、この当時の平成20年に策定した計画においても新エネルギーの利活用は町の重要施策だということまで記載されて森町新エネルギービジョンを策定していくというようなことまで記載されています。ただ、例えば今新エネルギービジョンの重要施策という、重点プロジェクトという部分でも何点か挙げられているのですけれども、私この件に関してはエネルギービジョンがちょうど中間のあたりで質問させていただいた経緯もあるのですけれども、やはり見ているとどうも取組がまだまだ足りていないというふうなところをどうしても感じてしまいました。当時のプロジェクトの内容を見ても、例えばクリーンな自動車を活用するとか、ここに載せるようなことかというようなこともあるのですけれども、正直言ってそれすら進んでいないのかなと思うのです。例えば今クリーンな自動車という話、クリーンエネルギー自動車という話しさせてもらったけれども、森町役場だってもう十数年経過して重加算取られるような車はたくさんまだまだ使っていますよね。ですから、そういうものの更新もこの計画にのっとれば進めなければならないのかな。その際には、クリーンな性能を持った自動車を導入する。森町でまだまだ水素の燃料電池の車をとかまではいかないにしても、例えば電気自動車だとか、一時期は排気ガスが比較的クリーンなガスの自動車なんかも以前はあったと思うのですけれども、そういうものの一つ取っても全然進んでいないかなと。太陽光発電の補助は精力的にずっと続けて行われていま

すけれども、それはあくまでも町民の方が取り組むための補助であって、それももちろん重要ですが、やっぱり森町が主となって取り組む、そういった施策がどうも足りないというふうに思っている数年間見ていました。

各施設に再生可能エネルギー、新エネルギーを取り組んだクリーンな施設を造っていくというような記載もあるのですが、それ以降で森町で大きな施設の更新っていったら、例えば砂原に造られた幼稚園ですとか、今回の新しい保育園の計画では比較的太陽光だとか、地中熱の利用だとかという部分は取り組まれているようなのですが、やはりまだまだ足りないのかな。どうせ太陽光パネルを屋根に上げるのだったら、面積の関係もあるかもしれないけれども、敷地はまだまだいっぱいあるわけですから、日中のお日様が照っている間は施設の電力は全て賄えるぐらいの、それぐらいのことはしてほしいなというふうには思っています。今後まだまだそういう公共施設の計画というのはこれからも出てくるでしょうから、その辺を検討して、ぜひクリーンな森町を実現してほしいなと思っています。

1つ私が議員の視察で行ったところで、道北のとあるまちで木質ボイラーを使って、しかも公共施設をある程度集約して1か所のボイラーで各施設の暖房ですとか、給湯を賄っているというところも視察させていただいて、森町は木質のそういう燃料になるようなものがたくさんありますので、ぜひそういうところも検討してほしいなと。

再質問として、まだまだ取組が足りないなというところで、町長から先ほどいろんな宣言に対しての取組は行っているというところで行動指針なんかは示せていないと。示せていないということは、やはり私は取組が足りないのかなと思います。

それで、再質問として行政として率先して取り組む部分がまだまだ足りないと思いますので、ぜひその辺が必要と思うのですが、今以上に改めて、先ほどの答弁のときより1歩、2歩進んだ取組をしますと今お話をお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほど河野淳議員のときの答弁にも少しお話しさせていただいたのですが、行政が行うその計画ですとか、方針、指針、そういったものをはるかに追い越すようなスピードで、民間の投資というのが物すごいスピードで今北海道に入ってきている状況であります。その中で行政ですので、計画ですとか方針というのは必ずつくって前に進むというのは行っていかなければならないのですが、やはり今後1次産業の町として、それを1次産業の振興にどのように活用できるか、そういった投資をどうやって町内にできる限り長期間にわたって滞留という言葉が正しいかどうかあれですが、一過性のものではなくてしっかりとそういった投資を1次産業の振興ですとか、当然人口減少の問題、子育て、高齢者福祉、様々な寄与するものに返還できるような、そういった行政と民間がタイアップして行うようなシステムづくりというものをぜひ進めていきたいというか、いかなければこれはならないなと思っています。その千載一遇のチャンスが今この日本全国です

けれども、北海道には来ているのかなと思います。先般新聞報道等でもございますとおり、今札幌にGX投資というところで特区の創設も進んでおるのかなと思います。札幌が特区なのか、都会だからね、GXが都会に集まるのかという、そういう意見も一部あるようですけれども、それはその周りにいる自治体、市町村に対しても物すごく波及効果というのは大きくて、今半導体工場のラピダスの建設も始まりますけれども、当然いい部分、メリット、デメリットはあるのですけれども、いかにしてそれを黙って見るのではなくて町内のメリット、経済効果につなげていくかというのは非常に注視して行っていかなければならない。そのためには今までの行政のやり方というか、行政のその枠を超えたまさに官民連携の仕組みというものもしっかりと盛り込みながら、しかしながらあまりにも民間に引っ張られるような、そういったことのないように、これは北海道、国ともしっかりと歩調を合わせて、今成立されている再生可能エネルギー関連の法案ですとか、例えば再生エネルギー事業者への法律ですとか、先日渡島市町村長で構成する再生可能エネルギー導入に関する協議会設立されましたし、そういった大きな枠組と他町村間の連携と、そしてさらに地元経済に資する民間企業様、そういったものとの連携をしっかりと深めていくことが非常に大事なかなって思っています。繰り返しになりますけれども、行政としてやらなければならないそういった法律、計画、方向性、指針、そしてもう一つ町民にどうやってその必要性を訴えていくか、理解していただくかということも非常に大事だと思います。非常に全国でもこの再生可能エネルギーの導入、そして事業者の進出に関しては様々なご意見があるということも承知しております。しかしながら、日本国が抱えるエネルギーの課題といいますか、昨今言われる原油高、物価高、様々な原因はあるにしろ、その根本的な原因がこの再生可能エネルギーの普及、エネルギーの根本的な政策の転換によってすばらしくいい方向性を見いだせるのであれば、行政としてはそこはやはり進んでいかなければならないなという思いは私は持っておりますので、ぜひ今議会の皆さんにもそうですけれども、町民の皆様にもしっかりとその辺はご理解いただく施策は行っていかなければならないなと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○2番（河野文彦君） これだけ原油高で大変エネルギー価格が高騰している中で、再生可能エネルギーに対する民間の投資はやはり全国で動いているというのは、私も様々な報道で感じておりました。そういった中で、今町長はこの再生可能エネルギーに対する投資を1次産業の振興にいかにつなげるかということをご説明いただいたのですけれども、1次産業だけではなくて2次産業、3次産業、森町全体の福祉につながる投資をぜひ森町に引き込んでほしいなというふうに思いました。

一例として、もうご存じだと思うのですが、改めて私感じているところをちょっと事例として。道北のとある町で町営の風力発電を行っている自治体があるのです。以前は、僕この町とは十数年前にも町長とお話ししたことがあって、十数年、20年ぐらい前か

な。当時は町営の風力発電機が3基設置されていて、最近は施設更新して1基だけになったみたいなのですが、2,200キロワットで年商が1億数千万ほどあるそうです。日本海側ですので、風力、風が強い町もあるのでしょうかけれども、そのほかにもこの町には民間の風力発電業者が2社存在して、合計で最大出力5万キロワットだそうです。5万キロワットという今の濁川発電所の2倍ですから、相当な規模の施設が設置されているのかなというふうに見ました。

とあるまちでは、ふん尿を利用して水素の生成を行っていたり、あと私最近ちょっと視察に行ってすごいなと思ったのが、お隣の八雲町のとある民間の酪農家の方なのですが、個人の投資でふん尿を利用した発電を行っているのです。施設も見せてもらいました。それほど莫大にやっぱり何十億も投資するというようなものではなくて、規模は小さいのですが、しっかりとイニシャルコストを10年以内に回収できるというような計画で、計画どおりに進んでいるということで、これもまたすごい投資だなと。個人ですね、個人でやるというのもすごいなと思って見ていました。

ふん尿であると、森町でも例えば豚の頭数なんかは全道1位か2位か、かなり多いほうですので、そういうところの活用というのも、民間は民間でももちろん考えているのでしょうけれども、行政からもいろんな角度でアプローチして様々な共同という形になるか分からないのですが、そういう計画を進めるような呼び水になってほしいというふうに思っています。

やはり最初にも申し上げたのですが、森町は地熱であったり、水利利用であったり、太陽光発電も個人の方がもうたくさん設置されているのもありますし、砂原には規模はちっちゃいですが、既に風力発電機を1基設置されていて、もう一通りあるなというふうに僕いつも感じています。よそでエネルギーの話をするところなのですが、やっぱり地熱発電所第1号というのはインパクトが大きいです。やっぱりエネルギーに関心のある方は、そこは皆さんご存じです。今回は新たに予熱を利用したバイナリー発電も設置された。余すところなく活用していくという新たな計画も実行されて、大変誇りに思っています。そういった中でお隣の函館市といいますか、南茅部地区ですか、新しい地熱発電所も開業したようですし、大変道南地域、特に森町はやっぱりまだまだ誇りに思っていきたいし、そのためにもいろいろ進めてほしいと改めて思っています。

再生可能エネルギー進めてほしいというところで、例えば規模が大きくなると、国単位だったり、大企業でなければできないというところもあるのですが、本当に省エネルギーというところであれば私たちもできるところはたくさんあるというふうに一番最初にも申し上げたのですが、森町は1次産業が基幹というところなのですが、特にやっぱり1次産業ってエネルギーの消費って大きいのです。例えば漁船であってもやっぱり燃料使いますし、農業であってもトラクター使ったり、あと2次産業であっても例えば加工屋さんだと冷凍庫なんて相当なエネルギー使いますし、私たち建設業だってもう相当なエネルギーを消費する産業で、そういったところもこれから町民の意識を高めていただ

いて省エネルギー、そしてエネルギーに強い町をつくっていききたいなというふうに思っている中で、先ほどの繰り返しになるけれども、行動指針はまだ示していないというのはぜひ早く示してほしいなというふうに思って聞いていました。

それで、再々質問ということで省エネルギー、そして再生可能エネルギー生産の拡大というのを進めるためには、行政とその投資する企業とのお話しというのももちろん大事ですけども、やはり私たち町民がぜひそういうところは歓迎しようというような意識醸成も大事なのかなと思うのです。そういった中で町民のエネルギーのリテラシーといいですか、そういうのを高めていくというのもこの行政の大事な役目かなと思っています。再々質問として、町として町民のエネルギーリテラシーの向上が必要かどうかという部分で、必要であるのであればどういったところを進めていきたいというふうに今考えになるか、そういったところをお聞きして再々質問にしたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

リテラシーという言葉の中で本当に立場によってはいろいろな考えですとか、思いというのはちょっとあれですけども、いろいろな考えをお持ちの方々がやはりそれぞれの地域でいらっしゃると思います。しかしながら、基本的には発電事業に関しては国のみならず脱炭素、炭素をどうやって、CO₂をどうやって実質的にゼロにしていくかという方向性が打ち出されている中で今はまだ、分かりやすく言うとどういうことができるかみんなで試しながら、民間同士も含めて仕組みをつくっていきましょうねというフェーズになるのかな。しかしながら、これが2050年を徐々に徐々に迎えるに、近づくに当たり様々な規制というものが本当に幅広く、そしてまた深いところにまで達してくるのかなって思います。現実、今先般うちの担当課それぞれ水産、農林でも行っているカーボンクレジットの取引も、とある事業者さんにおいてはもう既にその購入に向けて動いていると。町長就任してすぐ来ていただいたというか、懇談をさせていただいた廃品回収業の事業者様でしたけれども、もう既にクレジットの購入には動いていて、何でなのですかねという話をざっくばらんにさせていただいたときは、排出量の規制というものがどんどん、どんどん進むとやはりこの仕事もできなくなるし、仕事もしづらくなると。それがいざ、いや、困ったってなる前に先にやっておかなければならないという話をされていました。それがどんどん、どんどん特定の事業者だけでなく1次産業にも波及してくると私は思っています。当然議員先ほどお話しのとおり、それが2次産業、3次産業、経済はつながっておりますので、どんどん、どんどん波及していく。その中でやはり皆さんの生活、仕事に直接関係してくるのだよというところはしっかりとお伝えしていかなければならないなと思います。実際に今森町でCO₂の排出量がどれくらいあって、それに対するクレジットでの相殺がどれだけ必要なかというところもししっかりと量的な面で定量的にお示しする、そういったプロセスも必要だと思いますし、当然再生可能エネルギーに対する導入における様々な疑心暗鬼になる部分、科学的根拠のないそういったうわさ的な要素ですとか、そういったものもしっかりと払拭して理解を深めていただかなければならないとも考えておりま

す。そういったことを具体的にこの再生可能エネルギー、脱炭素、そして排出量の削減というところを総体的に進めるためには、まさに意識醸成、さらにもう一步言うと町民皆様の行動喚起的なところもこれは必要になってくるのかなと思いますので、そこまでしっかりとつながるように施策として展開していきたいと考えております。なかなかまだ実感がないというのが正直なところなのかなと思いますけれども、やっぱり昨今の燃料高、原油高、そして物価高、それが島国の日本が外国からエネルギーを入れなければならないという、その実情から派生している。そればかりではないのですけれども、そういったことを、町民だけの問題ではないのですけれども、やっぱり日本全体で再認識して何をしなければならぬか、何を判断しなければならないのかというところを自分事として理解していただきたいと思っておりますし、それに向けてしっかりと行政も進めていきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（木村俊広君） 地球温暖化防止への取組についてを終わります。

昼食のため1時15分まで暫時休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時15分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、鳥崎八景の魅力増大についてを行います。

○2番（河野文彦君） それでは、2問目、鳥崎八景の魅力増大についてを質問させていただきます。

平成19年に観光立国推進基本法が施行されました。経済波及効果の大きい観光産業にて急速に成長するアジアをはじめとする世界各国の観光需要を国内に引き込み、地域経済活性化、雇用機会増大など様々な効果が見込まれ、各国の方々が日本の魅力を発見、伝播することにより相互理解の発展も期待されます。道内のニセコ地区ではインバウンドからコンドミニアム投資などへつながり、地域経済振興としては成功事例と言えます。同時に国内旅行の掘り起こしも重要であり、地域の個性あふれる観光資源を住民一体となってブラッシュアップし、活気にあふれた地域社会を築くことが不可欠です。

コロナ禍で低迷した観光産業ですが、感染拡大が落ち着きを見せる中で国内外からの観光客はかつての勢いを取り戻しつつあるのかと感じており、国道5号線の観光バスの通行量や道の駅で休憩している方々の姿から、森町でもより一層の観光産業振興から地域活性化へとつなげる施策が必要であると考えます。

森町ではワンストップ観光提案となると函館地域や洞爺地域など全国に名をはせる観光地域と肩を並べることとなってしまいますが、スポット的な観光資源としては濁川温泉郷、駒ヶ岳、環状列石など多数存在する中で鳥崎八景はダイナミックな景観を楽しめる有望な資源であり、PRと整備を進めることで観光客の皆様に森町で足を止めていただけると考

えますので、質問します。

1つ目、森町の観光資源ブラッシュアップをどのように進めるか。

2つ目、鳥崎八景は町内観光資源の主軸となり得ると考えるが、いかがか。

3つ目、鳥崎八景を観光資源として整備を進める必要があると考えるが、いかがか。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず、議員ご質問のとおり当町の観光資源、ブラッシュアップはこれからの当町の観光産業発展と地域活性化に非常に重要であると考えます。当町には主峰駒ヶ岳、鳥崎八景などの自然資源をはじめ、青葉ヶ丘公園や鷲ノ木遺跡、濁川温泉郷、イカ飯をはじめとした食など多くの観光資源があると認識しております。個々の資源は現状でも非常に魅力的ですが、年間を通して多くの観光客を呼び込めるよう景観の維持や環境整備をはじめ、積極的な情報発信、インバウンド向けの観光案内の充実など、さらなる観光客誘致に磨きをかけ、森町の魅力ある観光資源を最大限に生かし、地域の活性化につなげてまいります。

次に、鳥崎八景につきましては、自然を生かした8か所の景観より形成されている景勝地として紅葉シーズンには多くの観光客に足をお運びいただいております。今年度は上大滝へ下る遊歩道の再整備に着手いたしますが、観光の主軸と考えていただく上ではかにも整備が必要な箇所が多々あるのが現状でございます。

また、ヒグマが生息しているエリアでもあり、近年は目撃情報も多く、観光客の誘客にはそれらの対策も同時に行う必要があると考えます。しかしながら、議員ご質問のとおり鳥崎八景を有効的に活用することは、今後当町の観光産業発展に寄与するものでありますので、まずは現状の課題解決に努め、他の観光資源と併せて総合的に整備を検討してまいります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○2番（河野文彦君） 森町、その観光資源たくさんあり、その中でも私は鳥崎八景は非常に魅力的だなと。車で行けますし、大変交通の便も、道路はちょっと狭いですがけれども、足の不自由な方でも滝までは、階段はきついかもしれないのですけれども、最後の八景の一つまで車で行けるというのもまた魅力の一つなのかなというふうに思っています。

いろんな資源がある中で、以前に町長何かのお話で森町のワンストップ観光というようなキーワードを出されたことがあったと思うのですけれども、やはり森町だけを目的に観光に来てもらう。もちろんありがたいことなのですが、なかなか現実的には厳しいかなというところで、そうするとやはり通告文にもありますように5号線を通行する方は非常に多いので、森町にはこういう資源があるよというところで森町にちょっと足を止めてもらって、そういう部分を楽しんでもらうというだけでも十分な価値があるのかなと思いますので、今回質問させていただきました。

今町長の答弁の中で景観の維持には努めるというようなお話したのですけれども、私

なぜ今回この鳥崎八景に着目したかという、どうもその景観の維持が進んでいないというか、維持がされていないのかって感じた部分があったのです。自然を楽しんでもらうのにその本来の自然の姿ではなくて、以前の姿を維持するというのはいろんな考え方はあるかもしれないのですけれども、取りあえずこのダイナミックな景観を維持していくのはやっぱり大事なというふうに思っている中で、ちょっと維持がされていないのではないかという思うところがあって今回質問させていただきました。

具体的に言うと、例えば二見ヶ滝とかあるのですけれども、もう木が茂って滝自体見えないです、ほとんど。町長、夏場見に行ったことがあるかどうかまで分からないのですけれども、実際もう滝なんてほとんど見えないぐらい周りに木が生い茂ってしまっていて隠れてしまっているのです。逆に冬場は葉っぱ落ちるから見えるというところもあるのですけれども。あと、鳥地獄というのもあるのです。以前は泥炭というか、湿地のような感じで何かいい雰囲気だったのですけれども、今もう草はおがり、木はおがり、鳥地獄っていつてもどこが地獄なのか分からないような、そんな状態になってしまっているのです。ですから、そういうところを整備するのが僕は必要なのではないかなというふうに思って今回質問させていただきました。

再質問として、改めてそういう除草であったり、もし以前はなかったような立ち木が多く茂ってしまっている場合などは整備といいますか、そういう作業が必要なのではないかなと。町長は維持していくと言いましたけれども、実際されていないと私は感じますので、改めてその辺が必要なのではないかというところで改めて答弁いただけたらと思います。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

今議員のほうからその8つの景観の中の具体的な場所、名称等々ご指摘いただきました。大切な部分はその観光地であり、景観を維持するという意味でこの訪れた方を見る、そういった立場からどのように整備しなければならないのかというところはやはりやっていかなければならない。全く手がついていないというのは、それは全然違うレベルの話ではあるのですけれども、やっぱりその辺を整備する上では考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

行政的な償還の問題ですとか、いろいろ調整が必要な部分もあったりはするのですけれども、5つ目の答弁にもありましておりやはり大事な観光名所ではございますので、町の中でできることは、予算が必要なことが出てくると思いますので、その辺は予算措置も含めて担当課のほうで検討させていただき、まずはできるところからやりつつ、できないところは何が原因でできないのかをしっかりと把握して、北海道なり他の機関との調整が必要であればできる方法を模索しながら、よりよい維持につながるように事業のほうは進めていきたいなと思っているところでございます。

関連というか、森町は環駒ヶ岳広域観光協議会というものも森と七飯町さんと鹿部町さんと3町で、広域でという考えもありまして、お互いの町が持っている魅力を最大限ブラ

ッシュアップしていく、アピールしていくというのは単純に町単独の責任だけではなくて、この環駒というところをブラッシュアップする意味でも各それぞれの市町が持っている観光名所、いろいろな建物等々も含めてブラッシュアップ、魅力化というのは図っていかねばならない、そういった責務があると、そういう点も認識しているところであります。

もう一つついでお話しさせていただきますと、来年度環駒ヶ岳広域観光協議会の事務局は森町に移ってきます。何年かごとに変わって持ち回りで行うのですけれども、そういった持ち回りが回ってくるタイミングでもございますので、総合的に観光というところではまた1味も2味も違ったというか、ちょっと表現の仕方はあれですけれども、そういった目に見える観光地に対する整備の予算措置というものは行っていくつもりでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○2番（河野文彦君） 町長から見るという立場からの視点という、これ本当大事だなと思うのです。提供する立場と見る側の立場、やっぱり選んでもらうためには見る側の立場の目線に立って物事を構築していくというのは何においても大事だと思いますので、そこはぜひ進めていってほしいなと思いました。

あと、環駒の部分も、環駒というと山の周りというイメージなのですけれども、森町にはまだまだいろんなものもあって、環駒という中でも鳥崎八景がクローズアップされるようなすばらしい観光資源に磨き上げてほしいな、その必要があるなと改めて感じました。

また鳥崎八景の話に戻るのですけれども、最初に改めて維持管理、整備を進めてほしいという部分、お話ししたのですけれども、もうちょっと実際の鳥崎八景のお話をさせてもらいますと、町長、虹懸巖って御存じですか。虹懸巖という一つの名所があるのですけれども、もう私の記憶ですと20年ぐらい通行止めになって立入りできない状態になっているのです。道道が新しい橋が架かって、その際に新しい通路ができたので、通行止めになってそのままになっているのです。20年はたっていると思います。ぜひこの虹懸巖も、私も当時車で虹懸巖の前を通過できるときにはもう、特に冬場は毎日見ていましたけれども、すごくダイナミックな景観で、下には川が流れていて、あそこもう八景の中でも本当に非常にいい資源なので、何とかこの通行止めの部分を解決して、そこも観光客の方が実際に見ることができるように整備が必要かなと思います。町のホームページでは、落石の危険のためというふうになっているのです。たしかあの横に採石場があって、昔は発破かけたりすると岩がぼろぼろっと落ちるようなこともあったのです。今は採石場もそこまでやっていないと思いますし、やろうと思えば、今両側止まっているのですけれども、岩の危ない部分は通さないで上流側のほうから行くとそんな崖を通らなくても虹懸巖まで行けると思うので、そういうところもぜひぜひ改良してほしいなと思います。多分町長見に行ったことないと思います。かなり前、僕が若い頃からずっと通行止めのままなので、そこもしっかりと見ていただけるようにして、8つがそろって八景ですから、この一つもぜひ復活

といいますか、整備してほしいなというのを思っています。

また、駒ヶ岳ダムに道道のゲートがありまして、冬期間通行止めなのですよね、ダムから上が。今は5月31日までたしか通行止めになっているはずですが。6月1日から開通という形なのですけれども、以前はゴールデンウィーク前に開通していたのです。振興局のほうも観光資源ということで、ゴールデンウィーク前には開通しようということで春の除雪なんかもやってもらっていたのですけれども、今はいろいろ都合があるのか5月31日まで通行止めというふうになってしまっています。結構冬場でも上がる人が多いのです。釣りであったり、バードウォッチングなんかもいるのかな。結構冬場でも上がる人が多いし、ましてや春先のゴールデンウィークなんかも結構な人いて、ゲートの手前でUターンして帰ってきているというのもあるので、ちょっと道との調整も必要かと思いますけれども、特にやっぱり観光シーズンの始まるゴールデンウィークには何とか開通してほしいというのも町から働きかけるというか、お願いといいますか、その辺の協議も進めてほしいなというふうに思っています。

そして、もう一つ、やっぱり鳥崎八景といえば金山通りという名前が下からついているように、昔大盛鉱山というのが上にあるのです。大分前の話になってしまうのですけれども、その辺を散策すると当時の石垣だとか、建物の名残なんかがいまだに残っていたのですよ、当時は。ただ、今はもう木が生えてジャングルになってしまっているような状態だと思うのですけれども、この辺もいい観光資源だと思うのです。上大滝のすぐ横です。ですから、今大滝の階段の整備なんかも進んでいるようですので、こういった部分も、八景の中に取り込むか、取り込まないかはまた別としても、鳥崎八景の一つにこういう何か魅力のある資源が木の中に埋まっている状態なので、その辺も磨き方によってはいい資源になるのかなって思っていていつも見ていました。その辺今何点か挙げさせていただきましたけれども、そういった例えば道との協議によってゲート開放を早めてほしい、あと虹懸巖も改めて行けるようにして整備してほしい、大盛鉱山をブラッシュアップしてはいかがかというところを、町長のお考えを聞きたいなと思いますので、そこを再々質問にしたいと思います。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほどの答弁でも少しお話しさせていただいたのですけれども、やはり観光地というか、観光名所は数があるにこしたことはないと思います。やっぱり歴史のあるというか、昔からそのような金鉱山にしろ、八景にしろ、本当に昔から歴史というか、森町のそういうものとひもづいている観光名所でもあるのかなと思います。まずは、調査です。その辺はどのような、可能か不可能かも含め調査をさせていただいて、北海道との調整に関しましては、これは投げかけさせていただきますので、その辺はやらさせていただきます。この場では即答はなかなか難しいのではあるのですけれども、観光の事務局が来るというところとブラッシュアップというところと観光コンテンツの創出、そういった3点含めて総合的にできることをしっかりと模索して可能な限り進めたいと。進めたいというか、検討させて

いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（木村俊広君） 鳥崎八景の魅力増大についてを終わります。

以上で議席2番、河野文彦君の質問は終わりました。

次に、複合施設整備に向けて、快適で誇れる駐車場整備、議席7番、斉藤優香君の質問を行います。

最初に、複合施設整備に向けてを行います。

○7番（斉藤優香君） 通告に従いまして質問させていただきます。

複合施設整備に向けて、3月に複合施設整備基本構想が策定されました。4月にホームページや新聞報道で町民も知ることになりました。令和11年、建設完成に進むに当たり基本構想についてお聞きします。

1つ、公民館関連施設規模はどんな算定方法に基づいているのか。

2、遺跡発掘調査事務所が複合施設に加わりました。遺跡の資料や展示物も提示していくというのなら、縄文郷土資料館として整備をして町内外の多くの人に見てもらえるようにしてはどうか。

3、建設までの事業スケジュールの内容と令和6年度のタイムテーブルはどのようなになっているのか、検討委員会などの設置予定はあるのか。

4、施設の構造や導入する機能などにより違いは出ると思いますが、事業費の算定をして財源確保の見通しと基金の創設を行ってはいかがか。

5、庁舎内で若手職員のプロジェクトチームをつくり、他町村との比較検討、見学などの取組を行ってはいかがか。町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1点目の公民館関連施設の規模の算出方法についてですが、公民館関連施設につきましては役場庁舎のような算定基準はございませんので、町民ワークショップ等にていただいた意見を参考にしながら施設機能の充実化を図った場合の概算での想定面積とさせていただきます。

2点目の森町遺跡発掘調査事務所につきましても、議員ご質問のとおり郷土資料室と一体的な検討が必要であると考えておりますので、基本計画の中でさらに検討を進めたいと考えております。

3点目の建設までの事業スケジュールにつきましては、基本構想で示しているとおり令和6年度に基本計画、令和7年度に基本設計、令和8年度に実施設計を想定し、令和9年度から2年から3年をめどに建設工事を実施し、令和11年度の完成を目指しております。また、検討委員会につきましては検討委員会設置に係るプロジェクトチームでの検討を経て5月31日に設置しております。

4点目の基金の創設についてですが、施設の整備に当たっては非常に大きな財政負担が生じることになりますので、既存の文化センター建設基金の活用や複合施設整備に係る新

たな基金の創設も含め今後検討してまいります。

5点目ですが、若手職員の意見や柔軟なアイデアを取り入れるため、検討委員会の組織構成において若手職員についても検討委員会に含めることとしております。また、複合施設整備を進めるに当たっては、検討事項が多岐にわたることから、検討委員会に参加する職員だけでなく、全ての職員が当事者意識を持って全庁的な取組となるよう進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） それでは、再質問させていただきます。

この基本計画、基本構想を策定するに当たって町は仕様書というものを出されていると思います。それにのっとしてこの基本構想が出来上がったと思うのですが、これから基本計画を、先ほど野口議員の答弁にも町長は答えられていましたが、やり取りをしていく、その中で基本になっていくのがこの基本構想だったのではないかなと思います。この複合施設の骨格となる基本構想の中で、主たる項目の中に近隣自治体等の類似事例等について調査、整理する、また複合施設化に関し管理運営面、利便性、コストなどの複数の観点から個別更新と複合施設化双方の特徴、利点について整理するとありますが、それはされたのでしょうか。

今回私が公民館関連施設規模算定で聞いたのは、この中には既存の施設面積を基に施設の機能充実化を図った結果、公民館は既存の大きさの3,921平米が5,000平米です。図書館は592平米が2,000平米、遺跡発掘事務所は997平米が2,500平米で、この公民館関連施設の規模が合計で9,500平米なのです。これは、函館のツタヤ書店と同じ。あの函館にある書店の2階建ての総面積が9,508平米なのです。だから、この基本構想の中では森町にツタヤ書店みたいなのがまずは公民館施設だけで建つ、その上に庁舎のほうはいろんなデータで中間のものの面積が出されていますので、それを足しますとツタヤ書店の総3階建てになるの構想なのです。これは町民のワークショップでさっき決められたと言いましたが、町民の意見だけでうのみにしてこの規模というのはちょっと考えられないなって。

算定基準がないっておっしゃいましたが、ほかの町村の基本構想を見ていきますと、図書館建設に当たっては日本図書館協会データでは2万人以下の市町村の図書館面積は684.2平米から1,395.2平米とあります。また、蔵書数によって規模を図ったりしています。そういうデータも計算もないままで、なぜこの規模が必要なのかがまず示されていない。隣の八雲町の図書館では蔵書数が10万冊、森町は5万冊ぐらいなのですけれども、その町でも1,726平米というのが今の図書館、八雲町ではそうです。別に大きいから駄目とか言っているわけではないのです。何をもって図書館を造るのか、なぜこの規模が必要なのかというのが何も基本構想に示されていないままこの数字だけが出ている。

そして、発掘事務所に関しましても事務所の機能と展示とありますが、この規模は国宝展示と道の駅も併用している縄文文化交流センターって南茅部にあります、そこですら

1,733平米です。2,500平米というのが一体どれぐらいの大きさなのかなという、町民体育館このたびアリーナの床を直しましたが、その床面積ですら1,356平米です。だから、発掘のこの事務所の規模はその約2倍近い、体育館の床の2倍ぐらいあるのです。であるならば、これからストーンサークルの整備事業も始まります。世界遺産登録への活動も引き続き行っていくのであれば、事務所としての計画ではなく最初から資料館としての整備が必要ではないか。そして、資料館と、そういうものを建てるのであればバスの駐車スペースや、そういうのも必要になってくるのではないかと思われるので、規模の根拠というか、一体何を造ろうとしているのかがこの基本構想からは全く見えないので、次の基本計画の参考にもなっていないのではないかなって私はちょっと心配しています。

この仕様書にはまだ先がありまして、算定した規模に基づいて施設設計案を作成するとあります。ここの中には施設設計案はなくて、その施設設計案は複合化を図ったもの、また各施設単独で構成したものを作成し、複合化によるメリット、デメリットを検証する。配置計画を踏まえた概算事業費を算定するとともに、整備に向けたスケジュールを検討するってあります。この整備に向けた補助メニューなど整備費確保に向けた基本的な考え方を整理するとありますが、配置計画もなく整備費確保の考えもこの中には入っていないので、検討する材料や資料が少な過ぎる。また、これからになっていくって言われますけれども、民有地か町有地を選定するにしても建物の規模しかなければ、当然大きさだけで決めていくということになるのでしょうか。狭い土地でも、さっき3階建てって言いましたが、それを上に重ねていけば小さい土地でも建つことは可能かもしれませんけれども、先ほど町長もほかの答弁で言いました60億から120億、確かにこの幅が出てしまうのは、この規模でいくと本当にそういうことになってしまうのかな。事業費やスケジュールも変わってくると思いますし、それに現庁舎、現公民館のこれからについても何も書かれてなくて、もし解体するのであれば解体費用とかもかかってくるのではないか。私はこの基本構想からまちづくりとしての将来像や必要性などが見えてきませんけれども、町長はこれをどのようにお考えなのかをお願いします。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時53分

○議長（木村俊広君） 休憩前に続き会議を再開します。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

構想というところで策定させていただきまして、単刀直入に参考にしづらいというご意見いただきました。構想の中で参考にさせていただいた近隣のそういった事情ですとか、それを積み上げて計算するとツタヤの大きさと一緒というようなお話もいただきました。あくまでも構想段階でございまして、参考にならないって言われてしまうとなかなか答弁

の仕方もちっと難しいところがあるのですけれども、基本的にはその構想を踏まえた中で、基本計画の中で具体的に詰めていく流れになるのかなというふうに思います。その中でやはり当初の事業計画として何年にこれやって、何年にこれやってというのが構想の中でも出ています。しかしながら、先ほど野口議員からもコミュニケーションをしっかり町民、議員の皆さんと取りながら具体的に詰めていくためにはもっと時間は必要なのではないかなというふうに私は捉えました。先ほどのご質問です。その中で柔軟に、あまり大規模にいろんなものを変えるというのは難しいのかもしれませんが、ある程度の余白をやはり残すという意味では、なかなかそういう斉藤議員のおっしゃる印象になってしまうのも致し方ないのかなという部分は多少ございます。しかしながら、今後基本計画の中で当然今いただいたお話もしっかりと組み入れながらいろいろなものを積み上げていく。なかなか1年では難しいところも出てくるのかなと思いますので、その際は当然1年を2年に延ばして、じっくりと皆さんのご意見をいただきながら議論も交えつつ深めていく必要があるのかなと考えております。当然細かな部分に関しましては担当課のほうで一度疑問点についてはご説明させていただきたいと思いますので、基本構想に関して詳細な点、細かい部分がございましたら、また改めて担当課のほうにご確認いただきたいと思いますと思うのですけれども、首長の思いとして基本構想、計画、実施設計、様々な事業工程を進みながら公共施設が出来上がる中で特に今回の役場庁舎、公民館というところはいまだかつてこのような計画を進めたこともございませんし、議員おっしゃるとおりまちづくりの中核になる、それが何がまちづくりかということも先ほどちょっと野口議員の質問の中でお答えさせていただいたのですけれども、みんなで作って上げていくというところで、やっぱりそれ違うでしょう、町長みたいなところも当然私はありだと思うのです。ですから、そういったところを議論して意見をいただいて、当然私たちのほうからもご提示すること、そういったものをしっかりと踏まえながら進めていくプロセス自体がまちづくりということになるのかなと思いますし、特にもう一つ大事な要素はやはり近年駒ヶ岳もそうですし、津波もそうですし、防災というところ、そういった考え方というのも非常に大切になってくると思います。これはやっぱりどこにどう、何を配置すれば完璧だという話でもなくて、ここの点につきましても様々な町内の関係団体ですとか、議員の皆さんですとか、ご意見をいただきながらこれは構築していかなければならない、議論していかなければならない点だと思っております。

今回構想を策定するに当たりまして、項目ごとに分かれてはいるのですけれども、最大の共通点というか、町民の皆様が自身の生活を送る上で楽しんだり、コミュニケーションを深めていただいたりというところは非常に大切ではあると思うのですけれども、何かあったときの防災の拠点、安心、安全の拠点というところをみんなで合意形成を図りながら複合的に作り上げていくというプロセスがやはり一番大事なのかなというふうに思っております。その中で、そこまで町長言うのであればもうちょっと詳しく構想の中に書いてもいいのではないというご意見はあるのかもしれませんが、その辺のご意見等々は

しっかりと前向きにいただきまして、基本計画の中で議員の皆様のご説明ですとか、町民の皆様ワークショップの中でのご説明等々に反映していければと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 再々質問させていただきます。

この基本構想は、やはり800万近くかけてつくっているのです。であれば、やはりもう少し中身のあるというか、煮詰まって次にすぐに、スケジュールもびたびたなので、基本構想に持っていける、基本構想では、ではこういうふうにしてここがちょっと不備だからというふうに持っていけるのかなと思ったけれども、この規模でいきますともう最初からまた考えなければならないのではないかな。近隣町と比べていない、ほかの町村の計画では基本構想では比べたりしているのですけれども、その中でもやはり八雲町さん最近複合施設をやり直すということで、その規模は6,149平米です。私たち大きいな、すごいのが建つのだろうなと思ったのですけれども、森町の複合施設の規模は1万3,817平米です。もう桁が違う、倍なのです。八雲で大きいなと思ったのですけれども、その構想すらちょっと想像がつかない。先ほども言いました大きいから悪いとか、規模が大き過ぎて駄目だとかって言っているわけではないのです。森町にそれこそ函館のツタヤみたいなのがばんとできますと、若い人とかにはとっても誇りとか、希望とか、もしかしたらわくわくとか、森町に住んでみたいって思われるのかもしれない。もしかしたら、町長そういうことを狙っているのかななんてちょっと思いました。

子育て中の人にとっても天気が悪い日、今まで森町では遊ぶところがありません。行くところもありません。そういうところができるのは大変喜ばしいので、そういう計画なのかなと思いますが、まずこの基本計画には入っていないということと、あとこれは財源がしっかりしていて、人口減少がこれ以上進まないということが条件だと思うのです。そういうような全体的な計画を立てていく、そして進めていくことが本当大前提でまちづくりとなるのではないかと私は思います。それも抜きにして新しいのが建てばそれでいい。この基本構想の中の基本理念は、これからの森町をつくる新しい複合拠点をつくとありますが、新しい複合拠点が町をつくるのではなくて、先ほど町長が言われましたように人が町をつくるのであって、拠点ができたからといって町ができるわけではないので、その点で、若手もその検討委員会の中に入っていくということを聞きましたので、これから森町をつくっていく、そういう若い人たちがやはり検討委員会に入って意見を出し合って活性化していくというのが大切ではないかと思えます。

その中で町長としてこれから基本計画に進んでいく、先ほどもちょっとおっしゃりましたが、あまりにも時間が短過ぎるのではないかな。このたび私たちも芽室町新庁舎を見せていただきましたけれども、その芽室町でもやはり7億から8億の基金を積み立てています。そういうのも全くないままからのスタートで、あと3年後基金も先ほど創設して

いくということを町長もおっしゃられましたけれども、残り3年ぐらいしかない話になってくると、一体幾らで、公民館の基金ありますって言いましたけれども、あれも本当に微々たるもの、町民の思いだけの積立てなので、大した金額が入っていない。ほかの町村とかはそのお金を財源確保するために、前にも言いましたけれども、有利な起債とかを国に対して要望を出している。とにかく町のお金をあまり使わずにいいものを建てたいという思いで近隣のそういう同じ意思を持つ市町村が集まって要望書とかも出しているところもありますので、ぜひ町長もいいものを造るためにそういう活動もしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

繰り返しの答弁というか、言葉になってしまうのですが、議員おっしゃるとおり建物ができたからどうこうではなくて、やっぱりそこに住んでいる方々が自身で考え、みんなで決めて、みんなで造り上げて、もっと言うのであればみんなで維持していく、みんなで直していく、みんなで関わるということがやっぱり大事かなって思います。その中で、構想の中で書かれているそのスケジュールどおりにいきますと、やはり議員ご指摘のとおり非常にタイトになるのかなというところは否定のしようがないと私も思います。まさにこういうコミュニケーションのやり取りがすごくやっぱり大事で、その中でみんなでやるというところであれば柔軟に可能な限り変えられるものは変えながら、よりよいものをみんなで導き出すというプロセスは非常に大事だなと思います。ですので、まずは構想はもうでき上がりましたので、結果論の答弁って言われてしまうとなかなかあれなのですから、余白の部分をうまく使って活用していただきながら、皆さんでそこをつくり上げていくみたいなものに基本計画を導いていければなというふうにちょっと思います。

財政との関係というところもお話の中にございました。人口減少が進まないことを前提としてというお話もございましたけれども、おっしゃりたいことは重々承知しております。非常に財政負担が高く推移する事業でございますので、これが人口減少というか、税収もそうですし、ふるさと納税の推移もそうですけれども、そういった外的要因で財政が変動して、それが減少の方向に進んだ場合、今想定以上にやっぱり負担がさらに高まる。そういったことも現時点で、議員の皆さんもそうですけれども、町民の皆様にもできる限りいろいろなものをオープンにして、みんなで共有して、みんなで決めるというプロセスは大事だと思います。ですので、現時点で足りないというか、財政との関わり合い等々もやっぱり必要な部分は町民にお示ししながら基本計画を進められるのであれば、それは必要なかなと思います。なかなかこの部分は非常に難しい部分もございまして、まずは議会議員の皆様にお示ししながら、ワークショップをどのように進めていけばいいのかというところも相談させてもらう必要がやっぱりあるのかなと思いますので、計画策定においては可能な限り説明の機会を通じて情報提供はさせていただきたいと思います。

最後に、中央要望等のお話もございました。この辺の起債ですとか補助金の関係につきましては、やはりその年度年度で非常に大きく変わる要素もあります。過疎債につきまし

でも満度に要望したものが当たる関係でもございませんし、補助金に関しましても役場庁舎はほぼほぼ該当するようなものが現時点では見当たらないというところがございます。しかしながら、まさに先ほどお話しさせていただきましたみんなで合意形成を持って、方向性を持って、何のためにこれを造るのだというところ、それに防災がくつついた、環境がくつついたというところ、森町全体の意思としてこれはやっぱり中央要望する、要請活動をする機会があるのであれば非常に強力な武器になるのかなと思っておりますので、そういう意味でも基本計画の進捗の際には実りあるもの、形のあるものとしてしっかりと残せるように進めていければと思います。

非常に大きな事業でございますし、課題も懸念もたくさんございます。一つ一つしっかりと丁寧に説明と解決をしながら、あまり長く時間はかけられない、そういった事情もある程度ご理解はいただきながら、柔軟にいろんなことを進めていければと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 複合施設整備に向けてを終わります。

次に、快適で誇れる駐車場を行います。

○7番（斉藤優香君） 質問させていただきます。

快適で誇れる駐車場整備、町内外の人たちが利用する駐車場を整備してはいかがでしょうか。現在町民プール横、サン・ビレッジサッカー場横、墓地の横は未舗装駐車場です。イベント、送迎、スポーツ大会、お参りなど毎日多くの利用があります。先日八雲でホタテ貝殻の道路舗装材が特許を取られたと新聞掲載されました。また、森町もホタテ貝殻をセメントに利用する事業も行っております。そして、稚内では白い道として道路に利用し、観光名所になっております。チョークの材料にもなることなどを考えますと、そういうものを利用してデザイン性のある森町ならではの駐車場整備ができるのではないかと考えます。町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

どなたでも利用可能であり、駐車場としても利用できる町有地についてはおのこの利用目的により有効に活用されているものと考えておりますが、これまで利用に支障を来す場合においては現状確認の上、補修、整備等を行いながら維持管理に努めてきたところで

す。ご質問のサン・ビレッジ森サッカー場横は、駐車場としての利用もございますが、森町みどりのレクリエーション広場土グラウンド施設というものでございまして、多目的に利用する場所として設置しておりますため、舗装整備することは施設の利用に支障が出るのではないかと考えております。

斉藤議員の1つ目の一般質問であったとおり、町では複合施設整備に向けた検討を行っているところであります。複合施設では公民館、役場庁舎の建設のほか駐車場整備も行います。当然ではありますが、イベント等にも対応が可能な整備を考えておりますので、町

民プール横及び墓地横の敷地等を個別に検討するのではなく、総合的に検討していきたいと考えております。

また、町の主たる産業でありますホタテの貝殻をコンクリート骨材に活用するマッシュェルコンクリートについて、SDGsに貢献できることから利用促進に向けて国や北海道に対して要請活動を行ってきたところであり、これまで防波堤や魚礁などの設置事業で試験採用、比較実験等に取り組んできたところでもあります。実用に向けての汎用性について課題はありますが、着実に実績を積みつつあることから、今後その結果等を鑑みながら町の発注工事などでも利活用できるよう検討を進めていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 再質問させていただきます。

先ほど町長がおっしゃられたように、私今回のことでサン・ビレッジの横がグラウンドであるということを初めて知ったのです。あそこはいつもふだん車が止められていて、お祭りのときには大型車も止まったりすることから、あそこは何か空き地だと思っていたのですが、グラウンドだということに改めて見たところ、やっぱり整備は全然されていないのです。子供たち、大人もですけども、グラウンドとして使えるような整備をしてほしい。逆に言えば駐車場ではなく、雨の流れた跡を直してあげて、凸凹も直してあげて整備をしていただきたいなって、それは思いました。もうこれは私の間違いで、あそこはグラウンドだったということが分かりました。なので、グラウンド整備もしていただきたい。今モルックや新しいオリンピック競技になったようなスポーツをする場所としても活用できるのではないかなと思いますので、それはグラウンドを整備していただきたい。

先ほど新しい複合施設の駐車場整備にはそういうことも考えていくというお話だったかと思うのですが、やはり町民プール横と墓地の横というのは常に町民の方たちが車を止める場所で、雨が降ったらどろどろ、風が吹いたらほこりが舞う、土の部分も凸凹がすごく砂利というか、何ていうか、もう少し整備もできるのではないかなって思うのです。既に青森県や東京都、あと高速道路の落部八雲間では、こういうホタテを使ったアスファルトを利用して整備されているのです。だから、使用には何ら問題ないと思います。このたび森町は全国に向けてホタテの産地であるということをアピールすごくできたと思うのですよ、給食無料提供で。であるならば、全国に向けて今度は貝殻のリサイクルに力を入れていきますというアピールもできるのではないかと私は思います。こんなすてきな使い方ができます、こんなふうに整備ができます、貝殻を使ってというのを森町が発信することは可能ではないかと。そして、よく皆さんが来られる場所をまずは整備するというのが必要ではないかと思っています。例えば田舎館村とかでは石を使った、顔を使ったアピールをしたりとか、いろんな使い方ができると思うのです。長年やっぱり町民はあそこのプール横と墓地のところは我慢してきている場所だと思いますので、できるだけ早くそういうのを利用していただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

サン・ビレッジ横のちょっと緑色をしたグラウンドというところでございます。斉藤議員の認識のような認識のお父さん、お母さんたち多分いらっしゃると思います。実際ちょっと前まで私もそうでした。しかしながら、何が問題というか、何が課題かというところでは実質的に駐車場になってしまっているというところ、総体的に需要と供給がやっぱり釣り合っていないというか、足りていないというところ、それはグラウンドとしてもそうですし、駐車場としてもそうということが考えられるのかなと思います。しかしながら、その辺はバランスを持って整備していかなければならないところではあるとは思いますが、砂利のところの整備ということに関しましてはいろいろなご要望もいただいて様々な砂利道、そういったところも担当課で日々ご要望をいただいて、都度出かけて少し直したりもするのですが、やはり交通量が多かったり、サン・ビレッジの横みたいになりにまして、本当に言ってしまえば舗装をびっとしてしまえばそれで済むのですが、そのようにお金をかけるということにもなかなかつながらないというのも現状でございます。実質的に今サン・ビレッジの横は駐車場として使っているような形でもございますけれども、先ほどの答弁でもありましたとおり総合的な判断というか、総合的な考えの中で大規模な駐車場、総合庁舎の中での関係性もありますけれども、検討してその辺は進めていきたいと。

ホタテ貝殻のアピールに関しましては、こちら担当課のほうで私が町長になる前からずっと取り組んでいて、確かにホタテの町とアピールさせていただいて、ホタテの生産量も増えて加工量が増えるということは、イコールやっぱり貝殻が増えるという、それはもう反比例な状態でございます。現状年間で2万トンずつぐらい排出される。細かい数字はちょっとあれですが、その中でも近年様々な企業様とタイアップ、協力させていただいて、再資源化というのはどんどん量的にも進んでいます。もうすぐ1万トンくらいまで処理のほうに回せるのかなという状況にも見えてきている感じでございます。その点に関しましては、企業様とのアピール、タイアップと併せてそれを使った森町のもう一つの魅力化的な町外に対するアピールもしっかりと行っていきたいと思っておりますし、シェルコンクリートの利活用に関する要望等に関しましては、これは振興局もそうですし、函館開発建設部さんのほうにも毎年要請活動は行っております。耳にたこができるくらい多分聞いている感じになるのかなと思いますが、そこは毎年毎年、森町長はシェルコンクリート普及の協議会の会長でございますので、会長というところの命もしっかりと役割を果たすために啓発活動、利用促進の活動は進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○7番（斉藤優香君） 町長が会長で促進されているということなのですが、そういうのが町民というか、町内外の人にあまり分からないところで、工業的なもので促進されてい

と思うのですけれども、それと同時にやはり気軽に使えるものに変えていって取組はできないのかなって私は思うのです。もう今ではそういう貝殻を使った、シェルを使ったコンクリートみたいなので平板上というか、タイルみたいないろんな大きさのがもう作り出されていると思うのです。それを使って森町の人が例えばお庭の板とか、建設に使ったら助成出しますよとか。森はホタテをこのようにもう最後まで利用していますというのを本当にアピールできるといいと思うのですけれども、そういうような取組、またただ敷くのではなくて、駐車場に関しましても大きい広場があるのですから、それを使ってデザイン性のあるような、こういう使い方もあるのだね、それには地域おこし協力隊の皆さんとか、そういう方たちも協力していただいて、全国に発信するようなことができるのではないかなって私は思うのです。これももちろんそうなのですけれども、最初に戻るとやはり快適に町民が暮らせるというのがいいと思うので、大きな事業が待っていますけれども、もうずっと町民はプール横と墓地横には毎日のように車が止まって、みんなちょっと我慢しているような状態だと思います。お墓参りの人たちもちょっと大変だと思いますので、そこを改めてもう一度考えていただきたいなと思います。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

その駐車場としての整備、要は舗装してしまうという話ですけれども、全てをゼロベースでやる必要はないという考えではないというところは理解していただきたいということです。ありきたりな答弁にはなってしまうのですけれども、この予算措置というか、事業の優先順位というものを考えていく中では、やはりなかなかすぐに着手できるような感じの状況ではないのかなというのも正直なところございます。しかしながら、先ほどお話、ご提案いただいた再資源化、様々なものを活用し、一石二鳥ではないですけれども、そういった要素は様々な点で取り組んでいければなと思います。細々というか、小さな使い方、様々なそういった用途というものもいろんな事業者様からご提案等も受けております。再資源化は、これを単独で町でやるとなると非常にやっぱりコストがかかります。今肥料化、堆肥化等もやっておりますが、最小限のコストで行っているところでございますが、ご承知のとおり莫大な再資源化のコスト、施設の維持管理、委託料等々かかっているのも現状でございます。それをどうやって収支のバランスを、収支均衡は難しいにしろ、出っ放しではなくてある程度充当できるようなそういう仕組みに今の現状のものをどう検討していくかということも大きな課題としてございますので、そういったところも含めて総合的に今回いただいた件は検討して進めていければなと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 快適で誇れる駐車場整備を終わります。

以上で議席7番、斉藤優香君の質問は終わりました。

2時35分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時35分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、地域防災力における消防団の役割について、森町特別職職員報酬等審議会等について、議席13番、松田兼宗君の質疑を行います。

最初に、地域防災力における消防団の役割についてを行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず1つ目、地域防災力における消防団の役割についてということで質問させていただきます。令和5年度町政執行方針の中で消防団の充実強化策としては、消防団施設や装備、資機材の充実、強化に取り組むとともに、各種訓練を通じて知識、技術の向上を図り消防団員数の確保を全力を挙げ、消防団を中核とした地域防災力の充実、強化を推進してまいりますとしています。

また、令和5年3月に改定された森町地域防災計画において消防団、消防団員に課せられている役割等が記述されています。しかし、絵に描いた餅というのが実情ではないのだろうかと考えざるを得ません。なぜなら、14ある消防分団のうち11か所の所在地が1時間以内に到達するとされる津波の浸水域内、もしくはごく近い場所にあるにもかかわらず対応策が取られていないのではと見られること。そして、町民から消防団が通常火災の消火活動が主な任務であるという認識を持たれているために、地域防災において地域住民と消防分団との連携を行うという実態がないことからであります。

そこで、消防団の活動拠点と消防車などを守り、地域防災力における消防団の役割における地域住民との具体的な連携強化策を打ち出すべきだと考えますけれども、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

森町は海に近い地域に水産業を営むため、多くの住居建物、住居が居住する集落が形成されてきました。住宅建物が増えると火災による延焼危険は大きなものとなり、出火した場合は焼失を最小限に止めなければなりません。過去から毎年のように発生している災害の一つが火災です。ご承知のとおり昭和36年には当町も大火を経験しました。そのような歴史的背景の中、町は火災に対する住民の生命、身体、財産の保護、消火活動、延焼拡大防止、避難誘導等迅速な対応を第一と考え、多くの住宅建物、住民が居住している地域に近い場所、消防団員が招集しやすい場所に消防団活動拠点を設置し、その結果消防団活動拠点と消防車の設置場所は津波浸水想定区域に現状あると認識しています。これからのまちづくりと町の事業を進めるに当たり変化する町の現状を把握し、このことも含めての消防、防災対策を進めていかなければならないと考えております。

消防団の災害対応については人命第一、住民避難が優先であり、大規模災害が発生した場合の消防車両の移動については、危険がないのであれば職員や消防団員で消防車両を安全な場所、高台などに移動するとしていますが、危険と判断した場合は車両は残し、避難

を優先として消防活動マニュアルを作成して消防団員に周知しております。

地域住民の避難誘導等については、職員、消防団員、そして地域住民の協力を得ながら二次災害防止に努め、迅速に行っていかなければなりません。特に避難行動要支援者の避難についてはこの協力、連携が必要不可欠であり、町は毎年調査をして名簿を作成し、有事の際の避難誘導等に活用しております。防災対策は、時代とともに変化する町の現状に合わせ対応策を検討しながら進めていかなければならないと考えており、今年度新たな取組として倒壊家屋救助訓練を予定しております。消防本部、消防団、町内会、解体業者などに参加していただき、有事の際に担うべき役割を確認し、連携体制を構築していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 今の町長の答弁を聞いていますと、それは今回の改定された地域防災計画の中に書かれている消防団の役割について網羅した、一通りしゃべったのかなという気はして聞いていました。そこが、だから絵に描いた餅なのではないですかと私は感じているわけです。それは、全てここに書いているの。書いているのだけれども、では実際に地域住民と町内会等についての連携が、訓練とかやっているのかってやっていないわけです。例えば職員に、消防団、分団の人に聞いても、実際に消防車を移動するのマニュアルとかされているかっていったら全くされていない。それは多分消防本部の部分からの指示があって初めてやる部分なのだというふうに私は理解しているけれども、だけれども、消防署の仕事ではなくて、それは防災交通課の仕事なのではないですか。もし万が一災害あったときというのは、当然トップに立つのは町長なわけですから、そこから全部指揮系統が分かれていくわけです。とすれば、そういうことが一切やられていないのが実情ではないかと私は感じているわけ。

というのは、去年の話なのですが、消防のほうの講習をやってくれないかって町内会のほうに下りてきました。それで、その中でどこに声かけるかという中で消防署のほうから分団のほうに声かけてくれないかって話しされたのです。分団の名簿について一切私たちは知りません。そして、新たにもらったところ3分の2の名簿、それはうちに属しているところの消防団なのだけれども、3分の2は知らない人です。名前が知らない人だったのです。これではちょっと連携も何もない。だから、絵に描いた餅だろうと私は言わざるを得ないのです。だから、今後施政方針の中で消防団の強化をしていくって言っているわけですから、さらに地域との連携を進めていくって言っているわけですから、それを具体的な形で訓練をしていかなければ万が一って一切役に立たない。さらに、消防車両の11か所以上は浸水区域にあるとすれば、町民の財産なわけですから。それを使った救助活動なり広報活動をやるわけです。それを一気に失うということになると、この町の防災なりの活動がほぼできない状態に陥ってしまうと私は今回思っているわけです。それで、早急にそういう部分の、実際のスケジュール的には先ほど町長が言っていたように訓練は予定に上げて

いる部分があるのでしょうかけれども、具体的な部分をもっと精査した中で訓練をするなり、町内会なりいろんな防災組織の中での連携を密にふだんからできるような仕組みをつくらないとならないのだと私は思っているのですが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、この災害発生時に対する初動、職員は当然そうですけれども、分団、町内会、そしてご家庭の皆様、本当に各それぞれのお立場で実感がないというか、やはりその点は非常に課題だなと思っています。やはりそれをつなげるためには、これはどこまで広げるかというのは本当に大変というか、課題のある難しい話なんですけれども、どれだけ実際の発災状況に寄せた訓練ができるかどうかというところ非常に大事な要素だなと思っています。これは消防ともそうですけれども、防災交通課ともそうですし、各それぞれの町内会の自主防災組織お持ちの方々、町内会のところはその担当の方からもお話をいただいておりますけれども、やはり皆様にどうやってこの発災時につながるその実感を平時から持っていただくための意識醸成につながる訓練、それをどこまでできるかというのは本当に課題であるのかなって思っています。その中でもやはり難しいものはたくさんあるのですけれども、先ほども答弁でお話しさせていただきましたその一つとして、まずは消防、そして消防団。今回消防団が入るかどうかはちょっとあれですけれども、解体事業者、そういったものを含めたよりリアルな発災状況というのを再現して訓練をする。それをまずは始めさせていただきたいなというふうに思っています。大規模避難訓練する際もやはり参加人数等々がどんどん、どんどん少なくなっているというのも現状として捉えています。これはイベント的な要素というのは非常に難しくて、ただ集めればいいやという話ではなくて、やはり個人がどういう判断でそこにたどり着いたか、そういった検証、見直し、そういったことも細かにやっていかなければならない。本当に非常に手の込んだ仕事になるのかなって思っています。ですので、目指すところは、多分議員もその辺ご指摘になっているのかなというふうに考えているのですけれども、現状しっかりと担い手不足も含めながら消防団の支援というところは努めていかなければなりませんし、実際私も消防団やっていた中ではやはり分団それぞれいろんな事情もありまして、火災時にやっぱり一番に集まれるメンバーというのは大体限定して固まってくるのです。それは家が近くだったりとか、当然分団長を中心に構成されるのですけれども、最小隊員5人集まって出動できるという、そういう体制はやはり固定化してしまうという現状もあります。人数はいるのですけれども、なかなか訓練に仕事の関係等々で参加できないですとか、いろんな事情がある中でもやはり消防団の皆様は組織を維持するために知恵を絞っていろいろな訓練活動もそうですけれども、運営にご尽力されていると、そういう現状もあります。それは行政としてもしっかりと1歩も2歩も踏み込んで分団長、団長をはじめいろんな情報共有、意見交換はさせていただきながら形あるものにしていかなければならないと、そういう認識ではおります。消防車両当然町民の皆様の財産でございますので、それをどのように今後発災時に移動するのか、そういったことも含めて改めて訓練の内容等々構築し

ていきたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 消防団だけの訓練という話では私はないと思っているのです。というのは、防災計画の中においては、それ消防法で規定されているのだろうけれども、地域住民を消防分団員とか消防署員とかが手伝ってもらえる仕組みって持っているわけですね、法的に。そういうこと全部書いているわけですが、だからそうだとすれば地域住民との信頼関係をふだんからつくっていないと、消防団が団員不足なの分かります。それはもう大分前から問題になっているところであるのだけれども、ではそれを補うために一体何をするかっていったら、やっぱり地域住民とのつながりがあって初めて手伝ってもらえるというか、何かあったときには。そういう仕組みをつくるためには、ふだんからの付き合いなり、そういうような交流があって初めて防災力というのは高まっていくのではないかと私思うわけです。だから、その仕組みを今後分団なり消防署員の訓練ばかりではなくて、そういうことも含めて考えなければならないのだと。さらに、防災計画の中においてでは、消防分団への協力体制というか、協定を結んでいる部分があるわけです。例えば防災計画の中に入っている2者、あと河野組さんとワイエスフーズさんが何かあるときには職員も含めて、機材とか重機も含めて協力をしてもらえるのだという協定を結んでいます。だから、そういうことを今後増やしていく必要があるのではないですか。地域とのつながりを重要視しようとすれば、分団員が足りないからというのではなくて、むしろそういう部分を持って地域の資源を活用していくことが必要になってくるのだと私は思うのですけれども、それをもっと今後系統立てて整備していくというか、考えていかなければならないことなのだと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

系統立ててちゃんとつながりを持って巻き込んでいくという言い方が多分分かりやすいのかなと思うのですけれども、非常に大切な要素だなと思います。これは今後構築していく中で担当のほうに検討はしてもらっていかなければならないのですけれども、やはり先ほどちょっとお話しされた常日頃地域住民と消防団との関係性、その関わり合い、その辺も今回いただいた意見、消防本部通じて団のほうに情報提供させていただいて、現状消防団の成り手不足、機能が低下する、そういったつながり合いが希薄化していくという中で、地域の全体での防災意識がどのように高まるかというところもしっかりとお示ししながら必要性を説明して、団長をはじめ分団の皆様にご理解いただけるように進めてみたいと思います。

あと、実際的に地域住民と消防団がどのように関われるか、そもそも地域住民が消防団を構成してというところでもあるといえはるのですけれども、それはまた別に発災時ですよね、要は。発災時にお互いがどういう役割、やはり役割だと思うのです。単純に助けられる、助けるだけの存在ではなくて消防団の役割、地域住民の役割、それぞれがそれぞ

れの機能をやっぱり補完する役割になるべく意識の高まりというのは防災に対して個々人も持たなければならないし、団員の皆さんも持たなければならないしというところが総じて地域の防災力の向上につながるのかなって思います。そういったところも今後しっかりと検討して実装できるように仕組みづくりは進めていきたいとしたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 地域防災力における消防団の役割についてを終わります。

次に、森町特別職職員報酬等審議会等についてを行います。

○13番（松田兼宗君） それでは、次に森町特別職職員報酬等審議会などについてということで質問させていただきます。

3回に及ぶ会議の結果、森町特別職職員報酬等審議会の答申がありました。そして、森町情報公開条例に基づき会議録などの公文書の開示を請求したところ、3月28日に一部を除き開示されました。以下、質問させていただきます。

この審議会は、そもそも町長の附属機関なのでしょうか。

2つ目に、審議会に提出された資料の選択の基準は何なのでしょうか。

3つ目に、審議会の会議録をホームページなどで公開すべきと考えますが、いかがか。公表しない理由は何なのか。

4つ目に、今後森町の全ての審議会などの会議録は公開されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、5つ目に、開示しない部分が率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報とされるが、最終的な決定機関でもない単に意見を聞くことが目的とされる審議会の運営に支障を来すと考える理由は一体何なのでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1点目ですが、森町特別職職員報酬等審議会については、地方自治法第138条の4第3項に基づき、諮問を行うために設置された条例に基づく機関であるため、町長の附属機関となります。

2点目ですが、審議会に提出された資料については、特別職職員の報酬等の額を検討するに当たって参考となる資料として事務局より渡島檜山管内の特別職の給料等の一覧及び一般職、特別職、議会議員の給料及び期末手当の支給の推移を第1回目の審議会時に提出し、その他の資料につきましては審議会委員の方々から検討するに当たって求められた資料を提出しております。

次に、審議会の会議録の公開の関係についてですが、一部不開示とした発言者の部分を公にすることにより発言者が特定され、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより率直な意見の交換、もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれも考えられるため、会議録の公開については慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 附属機関だということなのですね。とすれば、まず1つ目に開示しない理由が率直な意見交換、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある、情報となっているのだけれども、という言い方するのですが、そもそもこの審議会というのは開催していますよね。答申出したら開催するのです。例えば道のほうの任期は、委員の任期というのは2年でありますから、とすればそれに関わる部分では中立性を損なう部分があるいろんな影響が出る可能性はありますけれども、答申を出した後に何が問題なのですか、どういう影響がありますか。出してしまっているのです。それについて町長が判断するわけですよね。あれでは最終決定機関というのは議会なわけですから、その辺を、この解釈して、もう影響も何もない開催している委員会にどうやって影響を与えるのですか、それを公開することによって。その辺が理解できない、まず1つ。

審議会に提出された審議会の資料というのは当然総務課が事務局になっていますから、総務課サイドのほうでの判断で出しているのだとは思っています。ただ、この間議会において議会の議員報酬に関しての、もう何年も前から議会改革の中で議論はしてきているわけです。その部分で議論している部分の資料というのは、議会側の事務局に対して一切そういう資料を要求していないですよ。例えば全国の議長会などにおいていろんな資料、検討を重ねているわけです。その中で議論している中でそういう資料というのは、一切それが今回の資料として提出されていないですよ。というのは、一番詳しく議論している団体の資料というのは提出されていない中で議論するというのをおかしいのではないかと私思うのです。むしろもっと言えば総務課サイドの、町長サイドの恣意的な判断を入れるための資料しか提出されていないって疑われても仕方ないのだと私は思っているのです。だから、そういう部分をもっと資料を提出する中で議論してもらうのが私は筋だと思います。今回の答申がどうのこうのって私は言うつもりありません。ただ、この過程においてそれは今回の報酬等審議会ばかりでなくて審議会全体に言えることだと思うのです。どういう資料を提出するかによって中身が変わってくるわけですよ、全ての審議会の。だから、その辺を十分考慮すべきだと私は思うのです。取りあえず、その辺いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず、恣意的なというお話がございました。そのような意図は当然ございません。その辺は今後このようなやり方がそういった疑念を生むというのであれば、それはやっぱり検討していかなければならないと思いますので、そこはそれを踏まえて検討させていただきます。しかしながら、開催前にその公開を前提とした審議会というところを前提として開催されますと、やはり前段で答弁させていただきました、分かりやすく言うと要は自分の発言がどういったことを話したかというところに対して気にして本当に思っていることを話してくれないのではないのかなというところ、その辺を考慮したというところをご理解いただきたいなというところがございます。この報酬審議会に関しましては毎回毎回開催するというところでもございませんで、通年任期は大体4年です。町長に関しては4年でございまして、その節目節目でやってきたという経緯もございまして、そういった経緯の

中でありますけれども、次の開催となればまた何年後かというところでございますので、そこに向けてまずは恣意的な、要は都合のいいように誘導しているのではないということをはっきりと説明、証明させていただきたいと。証明という言い方も変ですね。そこは理解していただくために、しかるべきことは検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○13番（松田兼宗君） 附属機関って言っていますから、今森町の条例上でいうとどういうふうな審査会の附属機関があるかという森町広報委員会です。それと、森町総合開発振興計画審議会、森町青少年問題協議会、森町国民健康保険病院運営委員会、森町子ども・子育て会議、そして教育委員会、教育委員会の附属機関として森町いじめ対策委員会というのがあるわけです。その中において、いろんな資料を提出されるわけですよね。その中に全ての、それこそ中立な意見を交わす部分であるのにもかかわらず、きちっとした資料を提出することをまずやっていただかないと中立的な議論というのできない。むしろよく附属機関の弊害として、理事者側の意向に沿った形のものを提出することによって裏づけ、町民の意見を聞いたよという部分で片づけられる部分があるわけです。だから、今回のそれこそ報酬等についても私は一番疑問に思ったのは、どういう資料を出したのだと。中身がどうのこうのという話ではない、どういうことを話されたのかということではないです。一番問題にしなければならなかったのは、どういう資料を提出したのですかということなのです。その判断がその中身によって変わってきますよね、当然。集められた、指名された委員の人たちは、ふだんからそういうことに興味持って仕事している人たちではないわけです。とすれば、いろんな提出された資料、当然最初の答弁で委員の方からこういう資料を出してくれみたいなことされたって言っていますけれども、それ以上の資料というのはどう判断するかって、今回の場合でいうと議会の事務局に対して一切そういう資料を請求していないということなのです。それが一番問題だと私は思っています。先ほど言いましたように、全国議長会の中でそういう審議会とかってつくっていろんな議論はされているわけです。今日議会に来ましたら、町村議会議員のなり手不足対策検討会というのはこういう冊子とか、デジタル技術活用事例集とか、こういうのがもういろんな形で議論されているわけですよ、議会運営において。だから、そういう議論というのはされているということを知らないわけですよ、普通の人というのは。だから、そういうことを報酬についても当然議論はされています。その報告書も平成31年に出されています、最終報告書が。そういう資料があるにもかかわらず、提出されていないということが私は問題だと思っているのです。だから、偏ったことになりかねないし、恣意的な資料しか出していないでしょうということで疑われても仕方ない。そこなのです、問題は。話された答申が問題ではないのです。その審議をする過程のどういう資料に基づいて話をしたかということ、それが中立性を保つということなのではないですか。それを最後にお願ひしますということで、開示請求の中で出した開示された資料を見ますと、まず一番最初に気づい

たことは、本当に何が公開されていないのか分からないのです。というのは、資料にページ数が打たさっていないのです。これ公文書の管理上からいったら大問題ではないですか。どこが取られても分からないわけですから。何が不開示になったかさえも分からない。ただ黒塗りの部分だけなのですか、違うでしょうって私は疑わざるを得ない。ページ数が打たさっていないから。だから、そういう問題も含めて今回再度開示を出し直したほうが、開示請求に対する回答を出し直したほうがいいのではないかと私は思っていますけれども、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

ご指摘いただきました点、議会事務局に対して資料の要求がなかった。あればあるだけ参考資料になりますので、やっぱり判断材料としては資料が多ければ多いほどいろいろな参考にできるので、そこはそろえるべきだと言われれば確かにそのとおりかなと思います。ですので、ページ数を打っていなかったというところのご指摘と、いろんな資料を一時的な1回目の資料提供のときにもっともっと深く検討すべきではなかったのかなというところは、再度検討して改善すべきだなと思います。そこは改めたいと思います。しかしながら、改めてお話しさせていただきますけれども、今回のこの報酬審議会において我々理事者側が何か恣意的に、何を恣意的に動かしたいからそういうことをしたのかというところをどう思われているのかというのはちょっと私は理解しかねる部分がございます。疑念を抱かれるので、そういうところはもっと突き詰めてしっかりやれよというエールとして受け止めさせていただきますので、開示の再請求の件に関しましてもそこは再度問合せしていただければなと思います。

以上です。

○議長（木村俊広君） 森町特別職職員報酬等審議会等についてを終わります。

以上で議席13番、松田兼宗君の質問は終わりました。

次に、人口減少の取組について、議席12番、東隆一君の質問を行います。

○12番（東 隆一君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

質問事項、人口減少の取組について、民間の有識者グループ、人口戦略会議は道内117市町村が消滅可能性自治体となる旨の報告を発表し、報道を見た町民からは森町も含まれているとびっくりしたと多くの意見が寄せられました。同様の報道は10年前にも出されていますが、今回はより踏み込んだ報告になっており、子供を産む中心世代となる20歳から39歳の女性が半減する市町村を消滅可能性自治体の定義としております。地方自治体のできる範囲は限られていると思いますが、そこでお聞きます。

前回の日本創成会議が公表してから10年になり、町としてはどのような取組をしてきたのか、また今回の報告書をどのように捉えているのか、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

2014年に日本創成会議により消滅可能性自治体の発表後、国は地方創生を打ち出すとともに東京一極集中の是正と地域社会維持を目的としたまち・ひと・しごと創生法が成立し、

結婚や出産、育児に希望を持てる社会を目指すことが盛り込まれております。そして、当町においても人口減少問題に特化した計画として森町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、4つの基本目標の中の一つとして結婚、出産、子育ての希望をかなえるための支援を充実するを掲げ、施策を進めてまいりました。具体的には1次産業担い手に対する出会いの場を創出する事業への助成等としての結婚支援、出産助産費や不妊治療費の助成等の出産支援、子供医療助成や修学旅行費用の助成、入学・卒業祝金支給事業、奨学金返還免除支援等の子育て支援に取り組んでまいりました。今後も継続して取り組んでいくとともに、施策を検証していく中で効果的な取組の掘り起こしに努めてまいります。

また、このたび人口戦略会議での地方自治体「持続可能性」分析レポートによる当町の分析結果では、人口の自然減対策が必要、社会減対策が極めて必要、そして前回同様消滅可能性自治体には変わらないが、20歳から39歳の若年女性人口減少率が悪化しているとの報告がなされております。この間、先ほど申し上げた様々な施策に取り組んでおりますが、加速する少子高齢化に起因した人口減少に対し、歯止めがかかっているとは申し上げられない状況と認識しています。分析結果については十分に受け止める一方で、この消滅という強い言葉に自治体として大きな負荷とならぬよう取り進めていくことも重要であると思うところであります。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再質問はありますか。

○12番（東 隆一君） 再質問させていただきます。

10年前の日本創成会議有識者の一人だった元総務大臣の増田寛也氏、現在人口戦略会議のメンバーでもあります。地方創生自然減対策は完全に失敗だったと一部メディアに告白しております。町長がおっしゃっていましたが、結局いろんな策を講じていたと思うのですが、今策を講じているのは地方創生の自然減対策を基にいろいろ施策をされていたと思うのですが、人口社会地域対策を打ち出したが、自然減、すなわち生まれてくる人数が亡くなる人数を深く踏み込まなかったと。それを踏まえて今回は20歳から39歳の女性の子供を産む世代を町長、森町は具体的にどのように考えているのか。

前回発表されていたのは、明らかに自然減というのを前提に考えて、もっとこれは人口減の自然減という部分で人口の社会減を対策に打ち出した部分があったと思うのです。今回はもっと踏み込んだ20歳から39歳までの人数が減っていくということを要するにこれから踏み込んだ形で有識者会議が話しているわけです。ですから、その部分を今までのような施策でやっていっていいものなのかどうなのかと。何か踏み込んだ形の、もっと森町独自の、要するに施策を打ち出していく必要があるのではないのかなというように思いますけれども、そのところもう一度ちょっとお話ししてもらえれば。今までやってきた10年前のことと同じようなことをこれからまた10年先という部分をやっていくのかどうなのかという部分なのです。ですから、実際にはこのように20歳から39歳の、あと子供を産む世代が少なくなっていくというのを突っ込んで話ししているわけですから、そのとこ

ろ町としてはどのように、もっと具体的にこういう部分に特化してやりますよとかなんとかという部分は要するに考えておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

自然減対策というところ、失敗だ、成功だというところはちょっと置いておいて、確かに人口減少はずっと続いていますし、当然当町も今は1万3,800人、700人くらいまできているのかなって思います。これはいろいろな会議体がある中で、そして様々な事業を行政の中で行うにしろ全てにおいて共通の課題というか、やはり至上命題なのかなって思います。やはり全てにおいて関係のあることなのかなって思います。それが関係あるという言葉が、その事業をやるから人口が増えるからやろう、増えないからやらないという話ではなくて、そのエッセンスですとか要素というものをその中でいかに当事者が、施策をつくる側、行う側、受益側も含めてみんながやっぱり認識する必要があるのかなって思います。20代から30代、少母化という言葉もございますとおり、やはり母親になるというか、そういったところの層がどんどん減っていく。それは、非常に自然減に対する拍車をかけるような状況であるというのは議員もご承知のとおりだと思います。当町独自のというお話もございましたが、私が町長になりましてから、やはりもう既にいろいろな課で人口減対策、関係人口、いろんな言葉がある中で事業は行ってきておりました。その中でもやはり特に新たな何か特別な事業をというところではなくて、何に一番気をつけなければならないか、何に一番力を入れなければならないか、どういったところを森町の町民皆さんで認識を持っていたかなければならないかということを本当に常日頃感じて思っています。

森町だけではないのですけれども、これだけ人口減少が進んで担い手の不足、一極集中を是正するのであれば、地方は選ばれる立場なのだというところをどの分野でも、どんな立場の方でもやはりもう一度考えて捉まえていかなければならないと思います。そのためには、少母化を防ぐためには、そのくらいの年代の女性の方、男性の方でもいいのですけれども、若い方々にこの地域に来ていただいて、彼らにいろんなこと挑戦してもらって、何より彼らを認めて受け入れてあげることが非常にやっぱり大事だになって思います。今制度の中で地域おこし協力隊制度ですとか、本当に様々な国の支援も受けられる制度はたくさんあります。その中で財政的な支援、行政は事業ですから、本当にみんな一生懸命やります。しかし、その期限が切れた後、地域にやっぱり孤独にしてはならないと思うのですよね、そういう若い方々を。ですから、我々行政が事業としてできることは限度がありますし、国から受けられる予算措置も限りがあります。あとは、地域の皆さんが、地域全体がどれだけ危機感を感じて許容できる、いろんなものを包括できる、そういった地盤を自身の手でつくり上げていけるか、そこが本当に非常にこれから大切な要素の一つになると思います。人口減少は進むと思います。しかしながら、今何をしなければならぬか、何が課題なのか、そしてこの町を住みやすい、住み続けられる町にするためには自分何ができるのかという、そういった熱を持った人間を増やすことができれば、人口減少がある程度進んだとしてもこの町の活力ですとか、まちづくりは決して停滞することが

ないと私は信じていますので、そういった点これからも様々な課題、いろんなハードルはありますけれども、事業を進めていく中で各それぞれの担当課一緒になって注力して取り組んで頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） 再々質問ありますか。

○12番（東 隆一君） 再々質問させていただきます。

町長も4年間いろいろやってきているとは思いますが。それは認めたいと思います。10年前に発表された部分で、積極的に取り組んで子育て世代を呼び込み人口増につなげている町も実際にあります、道内で。そういうのも踏まえながら、町長先ほどおっしゃったような選ばれる立場だと。選ばれるのではなくて、選ばれるためにはどのような方法を取るのかということで、例えば森町もチャイルドファーストを掲げて、また定住、移住対策を掲げていると思います。今からでも遅くないですけども、人口増に特化した部局を例えば設立して、思い切った施策を大胆かつ迅速に進める必要があるのではないかと。町長は若いわけですから、要するに若い発想でもっと迅速に、大胆にやられたらいかがですか。私は、それを今ここで申し上げたいと思うのです。その決意を述べていただきたいと思います。いかがですか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

決意というお話をいただきまして、改めて決意というか、町長に就任して政治的にいろんな言葉を組み合わせながら、脚色して組み合わせる訴えていくということは、政治家としてはやっていかなければならないことだとは思いますが、やっぱり本当にいい町で、森町。私は八雲の生まれですけども、家族2人で森町に引っ越してきたこと今でもよく思い出します。商売やるために森町に引っ越してきて、右も左も分からず、友達もいないし、そして親戚も誰一人いなくて、森町では岡嶋は私一人でございます、家族もいますけれども、そういう状況ではあったんですけども、やはりそこでいろいろな団体で熱を持って頑張っていた方々ってたくさんいらっしゃったのです。消防団しかり、商店街しかり、商工会議所しかり、商工会しかり、挙げれば切りがないくらいいっぱいいろんな団体があって、みんなそれぞれ同じ方がいろんな団体に属していて、みんないい町にしたいって思って頑張っていましたし、私もそういった先輩たちの姿を見て仕事、商売しに来ましたけれども、今後この町に、子供たちにとっては森町が生まれた故郷になりますから、この森町をどうやって住み続けられる、そしていつでも帰ってこれるのだな、帰ってきたいなって思える町にすべきかなって、そういう熱い人間がやっぱり増えていくことでほかの商売もずっと続けられるし、外から投資、企業誘致もあるだろうし、何よりそういう温かい町の人並みとか、そういう雰囲気外から人を呼び込むのかなって思います。そのためにも、やっぱり関係人口という言葉もございます。すぐには森町のほうに来ていただけないかもしれないけれども、森町ファンを増やすことで日本中、言ってみれば世界中にその関係人口をつくることもできます。彼らはふだんは姿を見せないですけ

れども、何かあったときにばっと助けてくれるという、ああいうホタテ給食事業などでやっぱり応援していただけるのです。ですから、やっぱりここに住んでいる、住んでいないというところは非常に大事な要素の一つではあるのですが、迅速に、大胆にという言葉もありました。でも、なかなかこの結果というものはすぐには出ず、大胆にできるそういった施策というのも限られます。町長としてはそこを求められるというのは重々承知しての答弁にはなるのですが、やっぱり一つ一つこつこつと積み上げていく。関係人口しかり、若者を呼び込むしかり、そして熱のあるまちづくりの人材をつくる人づくりしかり、そこはしっかりとこつこつと迅速に、大胆に行っていければと思います。宣言というか、答弁になるかどうかはちょっとあれですが、今後も引き続きその点は日本中に出向いて関係は構築し、この森町をしっかりとアピールさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（木村俊広君） 人口減少の取組についてを終わります。

以上で議席12番、東隆一君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 4時49分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎時間の延長について

○議長（木村俊広君） お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

本日の会議時間は延長します。

◎日程第6 報告第1号

○議長（木村俊広君） 日程第6、報告第1号 専決処分した事件の報告について、令和5年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 報告第1号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件は、令和5年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自

治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1ページを御覧ください。本件につきましては、令和5年度森町一般会計補正予算の第12回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7億832万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ131億3,917万4,000円としたものです。

地方債の変更は、第2表に記載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。本件は、一般会計予算の最終の補正となったもので、各事業等の執行精査による増減補正が主な内容となっております。

10ページをお開き願います。歳入ですが、款1町税につきましては、項1町民税から12ページ中段の項6入湯税まで町税全体として3,181万5,000円を追加したものです。

続いて、款2地方譲与税から18ページの款12交通安全対策特別交付金までにつきましては、交付額の最終確定により精査したものです。

続いて、款13分担金及び負担金、款14使用料及び手数料、22ページからの款15国庫支出金、26ページからの款16道支出金につきましては、各事務事業の執行精査により増減補正をしたところです。

続いて、30ページ下段の款17財産収入、32ページの款18寄附金につきましては、それぞれ最終確定により精査したものです。特にふるさと納税寄附金につきましては、21万7,611件で総額26億8,999万2,000円の収入となったところです。

款19繰入金では、4億6,135万5,000円を減額するものです。

続いて、款21諸収入から36、38ページの款22町債までは、各事務事業の執行精査により増減補正をしたところです。

款23自動車取得税交付金は、滞納繰越分の収入があったことから、町に交付された分を計上するものです。

続いて、歳出について特徴的なものをご説明申し上げます。54ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節27繰出金の992万3,000円の減額は、国民健康保険特別会計の執行精査によるものです。

続いて、56ページの日4老人福祉総務費、節27繰出金の1,266万4,000円の減額は、介護保険事業特別会計と介護サービス事業特別会計の執行精査によるものです。

続いて、58ページの日8後期高齢者医療費、節27繰出金の68万7,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計の執行精査によるものです。

続いて、82ページをお開きください。款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費では、全国学校給食ホタテ提供事業について歳入の多核種除去設備等処理水風評影響対策事業補助金が令和5年度中に収入されないため、一時財政調整基金から立替えのための繰入れを行ったことにより財源内訳が変更となるものです。

以上で専決処分の主なものの報告といたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書10ページからです。歳入

歳出一括で行います。質疑ありませんね。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

◎日程第7 報告第2号

○議長(木村俊広君) 日程第7、報告第2号 専決処分した事件の報告について、令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉課長(宮崎弘光君) 報告第2号の専決処分した事件の報告について説明させていただきます。

1ページをお開き願います。本件は、令和5年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第6回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,721万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ22億7,770万9,000円とした専決処分です。

専決処分しました補正予算は、歳入歳出とも医療費、事業費等の確定に伴い精査した内容となっております。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。6ページをお開き願います。歳入の主なものについてご説明いたします。款1国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者等国民健康保険税について精査し、補正したものです。

款3国庫支出金から8ページ、款4道支出金は、補助金及び交付金の確定により補正したものです。

款5繰入金は、事業費等の精査に伴い減額したものです。

款7諸収入は、一般被保険者に係る延滞金等について精査し、補正したものです。

12ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費から14ページ中段、項5特別対策事業費までは、人件費、事務費等の精査により減額したものです。

款2保険給付費、項1療養諸費から18ページ下段、項6傷病手当金までは、療養給付費等の確定に伴い精査し、減額したものです。

20ページの款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分は、財源内訳を変更したものです。

款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費及び22ページの項2保健事業費は、特定健康診査、予防接種等の事業費を精査し、減額したものです。

款7基金積立金は、1,917万7,000円を増額したものです。

款9諸支出金、項1償還金及び還付金は、保険税還付金等について精査し、補正したものです。

24ページの項2繰出金は、森町国民健康保険病院への繰出金を精査し、増額したものです。

以上、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。事項別明細書6ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終わります。

◎日程第8　報告第3号

○議長（木村俊広君）　日程第8、報告第3号　専決処分した事件の報告について、令和5年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君）　報告第3号の専決処分した事件の報告について説明させていただきます。

1ページをお開き願います。本件は、令和5年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第5回目となったものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ78万8,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億6,395万5,000円とした専決処分です。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料は、特別徴収保険料及び普通徴収保険料についてそれぞれ精査し、補正したものです。

款2使用料及び手数料から6ページの款5諸収入までは、会計年度の終了に伴いそれぞれ精査し、補正したものです。

続きまして、歳出の主なものについてご説明いたします。8ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費及び項2徴収費は、人件費、事務費等の精査により減額したものです。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入等の精査により増額したものです。

10ページ、款3諸支出金、項1償還金及び還付金は、会計年度の終了に伴い精査し、減額したものです。

以上、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑なしと認めます。

以上で報告第3号を終わります。

◎日程第9 報告第4号

○議長（木村俊広君） 日程第9、報告第4号 専決処分した事件の報告について、令和5年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 報告第4号 専決処分した事件の報告についてご説明させていただきます。

本件は、令和5年度森町介護保険事業特別会計予算において補正を要することになったので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1ページをお開き願います。令和5年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第5回目となったものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,670万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ21億5,553万6,000円に、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ666万3,000円としたものです。

事項別明細書により主なものについてご説明させていただきます。本件は、各事業、保険給付費等の執行精査による増減補正が主な内容となっております。

8ページをお開き願います。歳入の主なものについてご説明いたします。款1保険料につきましては、特別徴収及び普通徴収保険料全体として120万6,000円を増額補正したものです。

款4国庫支出金から12ページの款8繰入金までにつきましては、事務費、保険給付費、地域支援事業費等の確定により精査し、増減補正したものです。

続いて、歳出の主なものについてご説明いたします。16ページから18ページの款1総務費につきましては、人件費、事務費、介護認定審査費用及び計画策定費用の執行精査により減額補正したものです。

18ページから26ページの款2保険給付費につきましては、各サービス費等の執行精査により減額補正したものです。

26ページから30ページの款4地域支援事業費につきましては、各事業及び包括支援センター運営費等の執行精査により減額補正したものです。

32ページの款6基金積立金につきましては、各サービス費等の確定に伴い増額補正したものです。

続いて、34ページをお開き願います。サービス事業勘定の歳入、款1サービス収入につきましては、サービス計画費収入の執行精査により増額補正したものです。

36ページをお開き願います。歳出、款1事業費につきましては、サービス計画作成委託料の執行精査により減額補正したものです。

款2諸支出金につきましても、事業執行精査により増額補正したものです。

以上で専決処分の報告とさせていただきます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。事項別明細書、保険事業勘定は8ページから、サービス事業勘定は34ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑なしと認めます。

以上で報告第4号は終わります。

◎日程第10　報告第5号

○議長（木村俊広君）　日程第10、報告第5号　専決処分した事件の報告について、令和5年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕　茂君）　それでは、報告第5号　専決処分した事件についてご報告申し上げます。

本件は、令和5年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第5回目となるものでございます。

1ページを御覧ください。令和5年度の会計予算中、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,903万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億5,194万2,000円とすることとなりましたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分するものでございます。

それでは、事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入でございますが、款1サービス収入、項1介護給付費収入、目1施設介護サービス収入及び目2居宅介護サービス費収入並びに項2自己負担金収入につきましては、入園者の入院等による減額が主な要因でございます。

次に、款3繰入金は、一般会計繰入金で調整を図ったものでございます。

款5諸収入、項1雑入は、介護サービス利用者負担軽減事業補助金が主なものでございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳出でございますが、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費につきましては、主なものとして需用費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金などを精査したものでございます。

続きまして、下段の款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費につきましては、入園者のサービスに係る職員の人件費並びに需用費などを精査したものでございます。

以上で報告第5号、専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号を終わります。

◎日程第11 報告第6号

○議長（木村俊広君） 日程第11、報告第6号 専決処分した事件の報告について、令和5年度森町港湾整備事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、報告第6号 専決処分した事件の報告についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。本件につきましては、令和5年度森町港湾整備事業特別会計の第1回目の補正予算となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ51万1,000円とした専決処分でございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款1使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料につきましては、業務の執行精査によりまして1,000円を増額したものでございます。

また、款2、項1、目1繰越金につきましては、令和4年度からの繰越金がございますので、減額したものでございます。

続きまして、6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節8旅費と節10需用費につきましては、業務の執行精査によりまして不用額全額を減額したものでございます。また、節27繰出金につきましては、歳出予算の執行残となりました14万2,000円を増額いたしまして一般会計に繰り出したものでございます。

以上、報告第6号、専決処分した事件についてのご説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号を終わります。

◎日程第12 報告第7号

○議長（木村俊広君） 日程第12、報告第7号 専決処分した事件の報告について、令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、報告第7号 専決処分した事件の報告についてご説明いたします。

1 ページをお開き願います。本件につきましては、令和 5 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第 3 回目の補正予算となったものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ971万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9,703万8,000円とした専決処分でございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4 ページ、5 ページをお開き願います。歳入の款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 リサイクル施設使用料につきましては、令和 5 年度中におけるウロ受入れ量の増加によりまして591万3,000円を増額したものでございます。

また、款 4 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 基金繰入金につきましては、業務の執行精査に伴いまして基金からの繰入れが不要となったことから、1,562万8,000円全額を減額したものでございます。

続きまして、6 ページ、7 ページをお開き願います。歳出のうち減額補正につきましては業務の執行精査によるものでございまして、そのうち節12委託料の乾燥処理業務と焼却処理業務につきましては、運搬と処理を行う業者の都合によりまして予定数量を処理できなかったことが主な理由でございます。なお、執行精査による歳出予算の執行残となりまして370万円につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル施設運営調整基金に積み立てるため、節24積立金に増額計上したところであります。

以上、報告第 7 号 専決処分した事件についてのご説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書 4 ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第 7 号を終わります。

◎日程第 13 報告第 8 号

○議長（木村俊広君） 日程第13、報告第 8 号 専決処分した事件の報告について、令和 5 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○国保病院事務長（千葉正一君） 報告第 8 号 専決処分した事件の報告についてご説明申し上げます。

本件は、令和 5 年度森町国民健康保険病院事業会計予算中、補正を要することとなりましたので、地方自治法第180条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

1 ページをお開き願います。本件につきましては、令和 5 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第 3 回目となるものです。

第 2 条、令和 5 年度森町国民健康保険病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的收入及び

支出の予定額を次のとおり補正したものです。

収入、第1款病院事業収益10億1,428万7,000円に551万8,000円を増額し、10億1,980万5,000円とし、支出第1款病院事業費用10億9,839万6,000円に256万2,000円を追加し、11億95万8,000円としたものです。

以下、3ページの事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出、収入、第1款病院事業収益、項2医業外収益、目3補助金455万6,000円を増額補正は、国保調整交付金及び医療・介護・障がい施設等食材料費支援金の交付額の確定により精査したものです。

款1病院事業収益、項3特別利益、目1その他特別利益96万2,000円を増額補正は、薬品転売被害損害賠償請求未回収残金における令和5年度分の回収金であります。

次に、支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目5資産減耗費256万2,000円を増額補正は、医療機器等の更新に伴う固定資産除去費の確定により精査したものです。

以上、報告第8号の専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。事項別明細書3ページです。収入支出一括で行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑なしと認めます。

以上で報告第8号を終わります。

◎日程第14　報告第9号

○議長（木村俊広君）　日程第14、報告第9号　令和5年度森町一般会計継続費精算報告についてを議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君）　報告第9号についてご説明申し上げます。

本件は、令和5年度森町一般会計継続費精算報告についてであります。

裏面を御覧ください。款4衛生費の事業名、汚泥再生処理センター施設整備事業の継続費を精算したので、報告するものです。

以上でございます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑なしと認めます。

以上で報告第9号を終わります。

◎日程第15　報告第10号

○議長（木村俊広君）　日程第15、報告第10号　令和5年度森町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 報告第10号についてご説明申し上げます。

本件は、令和5年度森町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについてであります。

裏面を御覧ください。款2総務費から款10教育費までの19事業の合計2億1,208万円を翌年度へ繰り越したものです。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第10号は終わります。

◎日程第16 報告第11号

○議長（木村俊広君） 日程第16、報告第11号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 報告第11号についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度森町介護サービス事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越しについてでございます。

裏面を御覧ください。款1総務費、項1施設管理費のさくらの園冷房設備整備事業の167万2,000円を翌年度へ繰り越したものでございます。

以上でございます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第11号を終わります。

◎日程第17 報告第12号

○議長（木村俊広君） 日程第17、報告第12号 令和5年度森町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題とします。

本案について内容の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、報告第12号についてご説明申し上げます。

本件は、令和5年度森町公共下水道事業会計予算に係る建設改良費の繰越しについてであります。

次ページを御覧ください。款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費1,600万円を翌年度へ繰り越したものです。事業名は、森町公共下水道森浄化センター外建設工事委託で、

日本下水道事業団に電気設備工事等を委託しているものです。繰越理由としまして、社会情勢の影響により、資材の入手に不測の日数を要し、工期を延長したためでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。質疑ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑なしと認めます。

以上で報告第12号を終わります。

◎日程第18　議案第1号

○議長（木村俊広君）　日程第18、議案第1号　森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例及び森町国民健康保険病院事業設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君）　議案第1号　森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例及び森町国民健康保険病院事業設置条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面を御覧願います。あわせて、資料ナンバー1を提出しておりますので、ご参照願います。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、法を引用している条例に条ずれが生じてしまうため、改正しようとするものです。

第1条では森町水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例を、第2条では森町国民健康保険病院事業設置条例をそれぞれ改正しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第18、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19　議案第2号

○議長（木村俊広君） 日程第19、議案第2号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第2号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更についてご説明いたします。

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律によるマイナンバーカードと被保険者証一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めようとするものです。

改正内容につきましては、資料ナンバー2、新旧対照表によりご説明させていただきます。

第4条の改正は、被保険者証の廃止に伴う文言の削除及び広域連合と市町村の事務分担に関する文言を整理するものです。

第19条の改正は、別表2を別表に改めるものです。別表1及び別表2の改正は、市町村が行う事務内容を規定する別表1を削除し、別表2を別表に繰り上げるものです。

施行期日につきましては、地方自治法第291条の3第1項の規定により北海道知事の許可の日から施行するものです。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第19、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第3号

○議長（木村俊広君） 日程第20、議案第3号 令和6年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（瀧野尚史君） 議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年度森町一般会計補正予算の第2回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,889万円を追加し、歳入歳出それぞれ121億6,421万8,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページをお開き願います。歳入ですが、款15国庫支出金6,636万2,000円は、戸籍システムの改修委託、定額減税調整給付金事業及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業に充当しようとするものです。

款16道支出金の18万9,000円は、歳出で説明する備品購入に対する補助金を計上するものです。

款18寄附金の10万円は、町内の団体からいただいた寄附金を歳出で説明する費用に充てようとするものです。

款19繰入金の80万円は、農産物加工振興支援事業補助金と農作物推進支援事業補助金に充当しようとするものです。

次に、8ページの款20繰越金は、補正財源として計上するものです。

款21諸収入の9,610万円は、令和5年度中に収入されなかった全国学校給食ホタテ提供事業に係る多核種除去設備等処理水風評影響対策事業補助金を計上しようとするものです。

次に、10ページからの歳出の主なものについてご説明いたします。各費目で消防設備保守点検委託料の補正をしておりますが、これらにつきましては各施設を一括契約したことにより精査したものですので、説明を省略させていただきます。

款1議会費、節8旅費の補正は、台中彰化県彰化市との友好交流協定式に出席するための旅費を計上するものです。

款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費の9,616万円は、令和5年度中に収入されなかった全国学校給食ホタテ提供事業に係る補助金について、一時財政調整基金で立替えのための繰入れを行っていましたが、令和6年度で補助金が終了となる予定のため、財政調整基金に積み戻しを行おうとするものです。

目7情報推進費の160万1,000円は、宿野辺橋拡幅工事でのN T T柱移設に伴う光ケーブルの移設のための補正となっております。

目9防災対策費の4万1,000円は、第三級陸上特殊無線技士受講料を計上するものです。

項2徴税費、目1税務総務費の節2給料から節4共済費までの減額は、会計年度任用職員の異動に伴うものです。

12ページの目3定額減税調整給付金事業費の2,740万円は、令和6年度分所得税及び住民税の定額減税において減税し切れないと見込まれる納税義務者に対し、差額分を1万円単位に切り上げて給付しようとするものです。需用費から委託料までの事務費の合計340万円と給付費2,740万円を計上するものです。資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。

項3戸籍住民基本台帳費の156万2,000円は、戸籍の氏名に振り仮名を記載するために記載する予定の振り仮名を通知するための機能を整備するシステム改修となっております。

12ページ下段から14ページ上段にかけての款3民生費、項1社会福祉費、目9電力・ガ

ス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費の4,062万円は、令和6年度に新たに住民税非課税世帯及び均等割のみの課税世帯となった世帯に対し、1世帯当たり10万円及び対象世帯に属する子供1人あたりに5万円を支給する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に係る費用を計上するものです。需用費、役務費及び委託料など事務費の合計額262万円と給付費3,800万円を計上するものです。資料ナンバー4を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、16ページの款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節17備品購入費は、農地情報管理システムで使用するパソコンが使用不能となったため、新たに購入しようとするものです。また、節12委託料では新たに購入する端末に農地情報管理システムを移行するための委託料を計上するものです。

目3農業振興費の節8旅費、節12委託料の台中彰化県彰化市友好交流協定調印式アテンド業務委託料は、台中彰化県彰化市との友好交流協定式に出席するための職員2名分の旅費と調印式の通訳等アテンドとしての委託料を計上するものです。議会費の補正と併せ資料ナンバー5を提出しておりますので、ご参照願います。また、節18負担金補助及び交付金の80万円は、申請件数の増加により農産物加工振興支援事業補助金と農作物推進支援事業補助金をそれぞれ増額補正するものです。

目4畜産業費の70万8,000円は、町営牧場の給水設備やゲートなどの修繕をしようとするものです。

項2林業費、目1林業総務費、節7報償費では、エゾシカ駆除奨励金に、節18負担金補助及び交付金では熊捕獲交付金にそれぞれ予算不足が懸念されるため補正するものです。また、節17備品購入費では、アライグマ用の箱わな10個を購入しようとするものです。

次に、18ページの項3水産業費、目3水産施設管理費の220万円は、水産系副産物再資源化施設で受入れ量増加に伴い排水くみ取り手数料の予算不足が懸念されるため、増額補正するものです。

款7商工費、項1商工費、目2観光費、節10需用費の修繕料は、YOU・遊・もり24時間トイレの換気扇取付け修繕を行おうとするものです。

目3ふるさと応援対策費、節11役務費の275万円は、今後アマゾンを利用してふるさと納税を行うための初期手数料を計上するものです。また、節18負担金補助及び交付金では、ふるさと納税PRイベント参加に係る負担金を計上するものです。

款8土木費の節2給料から節4共済費までの補正は、会計年度任用職員の異動に伴い人件費を増額するものです。

次に、20ページの款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節10需用費の10万2,000円は、砂原小学校の中庭タイルを修繕しようとするものです。

項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費の142万2,000円は、森中学校玄関前ロータリータイル修繕のほか小破修繕料を計上するものです。

次に、22ページの項5社会教育費、目2公民館費、節10需用費の43万2,000円は、森町公

民館の講堂天井から雨漏りがするため、部分補修を行おうとするものです。

項6保健体育費、目1保健体育総務費の10万円は、町内の団体からいただいた寄附金を活用し、スポーツ少年団補助金を増額補正するものです。

項6保健体育費、目3学校給食費、節10需用費の87万5,000円は、給食センター厨房機器の修繕料を計上するものです。

款12公債費は、ここに充当している公営住宅使用料を住宅管理費に充当することにより財源内訳が変更となるものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書6ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第20、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第4号

○議長（木村俊広君） 日程第21、議案第4号 令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第4号について説明させていただきます。

本案は、令和6年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第1回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ617万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ23億8,777万1,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款3国庫支出金、項1国庫補助金2万6,000円の増額は、マイナ保険証制度周知用パンフレット印刷に対する補助金です。

款5繰入金、項1一般会計繰入金620万5,000円の減額は、人事異動に伴うものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費621万2,000円の減額は、人事異動に伴うものが主なものです。

項4趣旨普及費、目1趣旨普及費3万3,000円の増額は、マイナ保険証制度周知用パンフ

レットの印刷代です。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第21、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22　議案第5号

○議長（木村俊広君）　日程第22、議案第5号　令和6年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君）　議案第5号についてご説明させていただきます。

本案は、令和6年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第1回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億9,479万円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金6,000円の増額につきましては、歳出で説明いたします事務費の増額によるものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費6,000円の増額につきましては、被保険者証等封入封緘業務委託の単価改定に伴うものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第22、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第6号

○議長（木村俊広君） 日程第23、議案第6号 令和6年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 議案第6号についてご説明させていただきます。

本案は、令和6年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第1回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ584万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ22億1,063万3,000円とするものです。

事項別明細書によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入についてご説明いたします。款8繰入金、項1一般会計繰入金550万6,000円の増額及び項3基金繰入金34万1,000円の増額につきましては、歳出で説明いたします職員の人件費及び保険料等払戻金に充当しようとするものです。

6ページをお開き願います。歳出についてご説明いたします。款1総務費、項1総務管理費550万6,000円の増額につきましては、職員の人件費を補正しようとするものです。

款5諸支出金、項1償還金及び還付金34万1,000円の増額につきましては、過年度分に係る保険料等払戻金を補正しようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第23、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第7号

○議長（木村俊広君） 日程第24、議案第7号 令和6年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） 議案第7号についてご説明申し上げます。

本案は、令和6年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第1回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に78万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億7,333万4,000円としようとするものです。

事項別明細書にてご説明いたします。4ページ、5ページをお開き願います。歳入の款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金78万8,000円の増額は、歳出で説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳出の款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節8旅費と節18負担金補助及び交付金は、社会福祉施設長資格認定講習会の費用でございます。節10需用費につきましては、主なものとしまして給湯用循環ポンプの交換と小破修繕をしようとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。事項別明細書4ページからです。歳入歳出一括で行います。質疑ありますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第24、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第8号

○議長（木村俊広君） 日程第25、議案第8号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○環境課長（川口武正君） 議案第8号 財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

取得財産及び数量は、破砕物運搬用4トンダンプ1台でございます。取得の方法は、指名競争入札でございます。取得の金額は、979万円でございます。取得の相手方は、北斗市清水川142番地の5、北海道いすゞ自動車株式会社函館支店支店長、吉田博志でございます。

なお、参考といたしまして、資料ナンバー6を提出しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　異議なしと認めます。

日程第25、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26　議案第9号

○議長（木村俊広君）　日程第26、議案第9号　財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設課長（富原尚史君）　議案第9号　財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

取得財産及び数量につきましては、車載式草刈り機（ブームモア型）1台でございます。取得の方法につきましては随意契約によるもので、取得の金額は1,606万円でございます。取得の相手方は東京都千代田区外神田1丁目7番5号、株式会社ネクスコ・メンテナンス関東代表取締役社長、幡鎌俊昭でございます。

資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照願います。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木村俊広君）　これから質疑を行います。質疑ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君）　質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

日程第26、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第10号

○議長(木村俊広君) 日程第27、議案第10号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○農林課長(寺澤英樹君) 議案第10号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

契約の目的は、掛漕揚水機場設備整備工事でございます。契約の方法は、随意契約でございます。契約の金額は、5,390万円でございます。契約の相手方は、北海道札幌市東区北20条東17丁目1番5号、株式会社鶴見製作所北海道支店支店長、大島卓でございます。

資料ナンバー8を提出しておりますので、ご参照願います。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(木村俊広君) これから質疑を行います。質疑ありますか。

○2番(河野文彦君) 掛漕の揚水機場の件なのですが、まず最初に確認したいのですが、今回はこのエンジンの製作、据付けがメインだったのか、それに併せてポンプのほうの例えばオーバーホールなり、調整なりという作業も伴ったのか、まずそこを確認させてください。

○農林課長(寺澤英樹君) お答えいたします。

今回はエンジンの製作のみでございます。来年一応オーバーホール等々を行う予定でございます。

以上です。

○2番(河野文彦君) 今回随意契約ということで、この1社のみとの打合せで進んだのかなというふうに思うのですが、契約理由の部分でコストの増大が懸念されるとかというような記載があるのですが、実際これ他社と見積り合わせですとか、入札にした場合にどのようなことでコストが増大することにつながると。つながるからこうしましたのではないと駄目ですよね。コストが増えるかもしれないから1社随契というのは、あまりにもやり過ぎかなと思うのです。ですから、その辺をどのように判断したのか。また、

入札参加資格名簿のほうに今回のようなケースを発注する際に対象となるような業者さんは何社ぐらいあったのか、そこをお願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

恒久的な対策をまず早急に行わなければならないということで、仮説によるランニングコストの上昇から財政の圧迫、また未整備であるその揚水ポンプの信頼性の低下による揚水不能のリスクを回避しなければ、かんがい事業に支障が発生するおそれがあるため緊急を要すということで当社に発注をしたところでございます。やはり早急に恒久的な対策を検討するために、例えば既存のポンプメーカー、制御盤メーカー、エンジンメーカー等と連携してシステム設計を包括的に行う必要がありますので、そういった理由から当社に発注をしたところでございます。

入札の対象、入札に参加できる対象者につきましては、その全体の把握はうちの課のほうではしておりません。

以上です。

○２番（河野文彦君） 実際この設備の重要性からいって早急に進めなければ、これから農業の最盛期も迎えるというところで、早く工事は進めなければならないというのは私も十分理解しているのですけれども、なぜ１社のみの随契になったのかというところに関してはもう少し私なりに調査したいなという部分もありますので、その辺今回はこのまま議案可決になった後も調査等々には協力していただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

うちのほうである程度業者の選考理由というのは明確に出ていますので、そういったところは河野議員のほうにいろいろ問合せがあればお知らせすることは可能かなと考えています。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第27、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第28 同意第1号

○議長（木村俊広君） 日程第28、同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（岡嶋康輔君） ただいま議題となりました同意第1号 監査委員の選任について
ご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております釣隆吉氏は、本年6月25日をもって任期満了となりますので、その後任委員を選任するに当たり、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

後任につきましては、山下英一氏を選任したいと思います。同氏は、森町消防本部奉職中、様々な部局を歴任され、特に消防本部の会計処理を一括して担当する庶務課長や森町消防本部消防長を務められるなどで、当町の財務管理、事業の経営管理、行政運営等に関して優れた識見を有しており、監査委員として適任であると思われます。

同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー9を提出しておりますので、ご参照の上よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） 説明が終わりました。

これから本案に対する質疑を行います。

○13番（松田兼宗君） ちょっとお伺いしたいのですが、過去森町における監査委員というのは民間から上がってきていて、今回OBから上がってくるの3代目になると私は理解しているのですが、その問題はOBがなることでどうしても行政に対する監査の仕方が甘くなるとよく言われるわけです。あくまでもOBを選ばなければならない理由というのがあるのかどうか。

さらに、自治法が変わって外部監査を選任するという方法もあるのだと思うのですが、そういう考えがあるのかどうか、今後の話で。今回そういう検討もされたのかどうかちょっと聞きたいのですが。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午後 5時52分

再開 午後 5時52分

○議長（木村俊広君） 再開します。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今回山下氏で役場のいわゆるOBが3人連続で代表監査委員に就いていただくという形になります。これまで過去2名の役場の退職者の方に代表監査委員やっていただきましたけれども、決して監査を甘くされているとか、役場の職員にそういった有利になるようなことをしていただいているとかということは決してございませんので、新しい代表監査委員についても公平、公正に監査していただけるものと考えております。

す。

なお、地方自治法の規定では役場のOBの採用については、選任については一応制限はございますけれども、今回の選任については地方自治法の範囲の範疇でありますので、何ら問題ないと考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） いや、甘くするとかしないとかではなくて今後の在り方として、いろんな不正を町民に代わって監査するのです。そういう懸念が出てきて、見られて当然な部分があるわけです。さして、さっき聞いたのは外部監査を導入することを考えなかったのかと聞いている。それは、今後の在り方としてそういうのを全く考えるつもりはないということなのですか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

今回については、外部監査については検討しておりません。なお、今後その必要性が生じた場合については都度検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（木村俊広君） よろしいですか、ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第28、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 5時55分

再開 午後 5時57分

○議長（木村俊広君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎日程第29 意見書案第1号

○議長（木村俊広君） 日程第29、意見書案第1号 令和6年度北海道最低賃金改正等に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたい

いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

よって、日程第29、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第30 意見書案第2号

○議長(木村俊広君) 日程第30、意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

よって、日程第30、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第31 意見書案第3号

○議長(木村俊広君) 日程第31、意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第31、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第32 意見書案第4号

○議長（木村俊広君） 日程第32、意見書案第4号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第4号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第32、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第33 意見書案第5号

○議長（木村俊広君） 日程第33、意見書案第5号 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第5号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（木村俊広君） 起立多数であります。

よって、日程第33、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第34 意見書案第6号

○議長（木村俊広君） 日程第34、意見書案第6号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたい

いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決します。

この採決は起立により行います。

意見書案第6号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(木村俊広君) 起立多数であります。

よって、日程第34、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第35 議員の派遣について

○議長(木村俊広君) 日程第35、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定により議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(木村俊広君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の議案に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第36 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長(木村俊広君) 日程第36、休会中の所管事務調査等の申し出を議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものであります。

◎休会の宣告

○議長(木村俊広君) お諮りします。これをもちまして令和6年第1回森町議会6月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和6年第1回森町議会6月会議を終了します。

休会 午後 6時03分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和6年6月4日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員